

平成 2 3 年 3 月 1 日

平成 2 3 年第 1 回 岬町 議会 定例会

第 1 日 会議録

平成23年第1回(3月)岬町議会定例会第3日会議録

○平成23年3月1日(火)午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり13名であります。

1番	川 端 啓 子	2番	鍛 治 末 雄	3番	中 原 晶
5番	和 田 勝 弘	6番	出 口 實	7番	奥 野 学
8番	谷 本 貢	9番	反 保 多喜男	11番	辻 下 文 信
12番	辻 下 正 純	13番	豊 国 秀 行	14番	小 川 日出夫
15番	竹 内 邦 博				

欠員議員 1 名

傍 聴 2 名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	田 代 堯	教 育 長	田 中 繁 樹
総 務 部 長	中 口 守 可	総 務 部 理 事	中 村 光 延
企 画 部 長	笠 間 光 弘	総 括 理 事	白 井 保 二
住 民 福 祉 部 長	芦 田 貴 志 雄	都 市 整 備 部 長	松 永 英 三
教 育 次 長	古 谷 清	特 命 対 策 課 長 (行政改革担当)	古 橋 重 和
特 命 対 策 課 長 (企業誘致担当)	西 啓 介	企 画 部 理 事	谷 下 泰 久
住 民 福 祉 部 理 事	南 康 明	住 民 福 祉 部 理 事	岡 本 茂
都 市 整 備 部 理 事	入 口 博 行	上 下 水 道 担 当 理 事	末 原 光 喜
会 計 管 理 者 兼 理 事	淵 原 義 仁	総 務 課 長	中 田 道 徳

財政課長 四至本 直 秀

秘書人事課長 保 井 太 郎

企画政策課長 早 野 清 隆

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻 下 一 博

議会事務局副理事 大 山 鐵 男

○会 期

平成23年3月1日から24日（24日間）

○会議録署名議員

2番 鍛 治 末 雄

3番 中 原 晶

---

#### 議事日程

日程1	会議録署名議員の指名
日程2	会期の決定
日程3	平成23年度町政運営方針
日程4	会派代表質問
日程5	一般質問

(午前10時00分 開会)

○竹内邦博議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成23年第1回岬町議会定例会を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時ジャストです。

本日の出席議員は13名です。欠員1名です。

定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

---

○竹内邦博議長 日程1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名します。

2番鍛冶末雄君、4番中原 晶君、以上の2名の方をお願いいたします。

---

○竹内邦博議長 日程2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日3月1日から3月24日までの24日間としたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日3月1日から3月24日までの24日間と決定いたしました。

○竹内邦博議長 それでは、今期定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつを求められておりますので、これを許可します。町長、田代 堯君。

○田代町長 皆さん、おはようございます。

3月定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず初めに、先月ニュージーランドのクライストチャーチで起こった強い地震で、多くの方が被災され、また日本人二十数名がいまだ不明となっており、安否が心配な状況にあります。多くの方が無事に発見され、現地が一日も早く復興されますように心から願うところでございます。

また、今回の被災に対して、哀悼の意を表したいと思えます。

さて、本町では、この4月から平成23年度を迎えますが、23年度は、第4次岬町総合計画

及び第2次集中改革プランのスタートの年でございます。総合計画では、少子高齢化や広域行政などの将来を見通した10年スパンのまちづくりを展開し、集中改革プランでは、現実の厳しい財政状況における待ったなしの業財政改革によるまちづくりを推進するという、長期的かつ短期的な2つの視点がございます。これらの2つの視点を車の車輪として温かみのある町政を推進し、町の再生に取り組んでまいり所存でございます。どうぞ議会の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、本定例会にご提案申し上げます議案でございますが、平成22年度岬町一般会計補正予算（第7次）の件などの補正予算が4件、平成23年度岬町一般会計予算の件などの当初予算が12件、事件案件として町道路線の認定の件などが3件、条例の一部改正として事務分掌条例の一部を改正する件などが9件、以上28件でございます。どうかよろしくご審議いただき、議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○竹内邦博議長 町長のあいさつが終わりました。

---

○竹内邦博議長 日程3、「平成23年度町政運営方針」について、町長から説明を求めます。

町長、田代 堯君。

○田代町長 それでは、議長のお許しを得ましたので、平成23年第1回岬町議会定例会に当たり、町政運営方針を述べさせていただきます。

早いもので住民の皆様からのご信任を得て町政を担わせていただき、約1年5カ月が経過いたしました。この間、私が公約で掲げてまいりました財政の立て直し、及びまちの活性化を推進することにより、本町の課題である子育て教育環境の充実、安全安心のまちづくり及び住民満足度の向上に重点を置いた施策を展開することに邁進してまいりました。引き続き、この方針を継続することとしております。

平成23年度は、行財政改革をはじめとする本町の重要課題への取り組みについて、住民の皆様に具体的な成果をお示しする年として位置づけし、私が主導する2回目の平成23年度当初予算において、具体的な施策を数多く盛り込んだ内容となっております。

予算編成の基礎となります社会経済情勢ではありますが、残念ながらいまだ本格的な回復軌道に乗ることができず、慢性的なデフレが続くなど、経済の停滞から広まる閉塞感による将来への不安が高まりつつあります。

さて、本年度の地方財政の見通しは、企業収益の回復等により地方税収や地方交付税の原資と

なる国税収入が増加することが見込まれます。一方、医療、介護などの社会保障費関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することから、職員定数の減少など、給与関係経費が減少してもなお、依然として大幅な財源不足が生じるものと見込まれております。

こうした中、本町におきましては、法人町民税は緩やかな回復基調にあると考えられるものの、個人町民税所得割においては、減収が続くものと見込まれます。また、地方交付税においても、国が示す地方財政対策では増加が見込まれているものの、本町の人口減少などを考慮して減額見込みとしており、地方財政の見通しと同様に厳しい状況が見込まれます。

そして、平成21年度決算における財政健全化法に定める4指標については、いずれの指標も財政健全化が必要な指定基準を下回ったものの実質公債比率は21.3%になるなど、悪化の状況は続き、過去の公共施設の整備に要した町債の償還が財政構造を硬直化させている状況がより鮮明になっております。

このような背景のもとで編成した平成23年度当初予算は、私の政策の基本であります、温かみのある町政を具体化するため、また新たな課題にも迅速に対応するため、住民の皆様のご意見をお聴きして策定しました第4次総合計画及び第2次集中改革プランに基づき、財政の立て直しとまちの活性化に果敢に取り組むことにより、重点施策である子育て・教育環境の充実、安全・安心のまちづくり、及び住民満足度の向上に係る具体的な施策の取り組み方針などを説明させていただきます。

まず、財政の立て直しであります。住民の皆様が必要とする行政サービスや新規施策を具体化することには、健全な町財政であることが前提となります。しかし、現在の町財政は、数年先には財政再生団体への転落も危惧される厳しい状況となっております。平成23年度は、この厳しい財政状況に的確に対応するため、財政健全化の道筋となる第2次集中改革プランに基づき、財政の立て直しを始めるスタートの年であり、今回の当初予算には、数多くの改革項目を盛り込んだところであります。

また、この改革プランの策定に当たっては、住民参加による行財政改革懇談会のご意見や住民説明会でのご意見をお聴きしており、その際にいただいたご意見などは、今後も改革を推進するに当たって貴重な基礎資料とさせていただくこととしております。そして、これから行財政改革の具体化に向け、住民の皆様や関係する団体などとは十分な話し合いと情報公開に努めてまいります。時には改革内容の見直しや、実施時期の変更も考慮されます。しかし、本町の厳しい財政状況を改善するには、さらなる改革が必要となっておりますので、新たな改革項目の追加など、絶え間のない改革に取り組む方針であります。

こうした改革の取り組みによって生み育てられた財源や人材を、さらなる温かみのあるまちづくりに、また、住み続けたい魅力あるまちづくりに活かしてまいる所存であります。

次に、まちの活性化であります。平成23年度は、第4次岬町総合計画がスタートする年でもあります。現在、本町の人口は減少化傾向が続いております。この減少化傾向に歯どめをかけるには、若者が、またお年寄りなどが、岬町に住み続けたい。岬町に移り住んでよかったと思える魅力あるまちづくりを進める必要があります。

このまちづくりの道筋や将来像を具体的に示した計画が新たに策定した総合計画であります。この総合計画の具体化に当たっては、本年度から3カ年間を計画期間とする実施計画を策定し、「豊かな自然、心かよう温もりのまち“みさき”」の実現に必要な事業の財源について、財政的な裏づけなどを調整した実施計画に基づいて進めてまいります。

また、これから魅力ある・活気あるまちづくりを推進するには、第2次集中改革プランに基づく着実な行財政改革の推進は基本となりますが、この改革と併せて、企業誘致やふるさと納税制度の活用による新たな財源の確保策も重要であると考えております。

こうした方針のもとに、多奈川地区多目的公園の事業活動ゾーンに、また、関西電力発電所跡地への企業誘致を推進してまいります。また、漁業の振興や深日港の再生も重要であると考えています。特に深日港の再生は、交流人口が減っている南海多奈川線沿線の地域の活性化のために重要な施策であると認識いたしております。深日港の再生に向けて、既存のストックが活用されるように関係機関との調整を図り、周辺地域ににぎわいが戻るように邁進してまいります。

次に、子育て・教育環境の充実であります。少子高齢化の流れは、全国的な傾向となっておりますが、本町においては、この傾向は著しいものとなっております。これに歯どめをかけ、住み続けたい魅力あるまちづくりの一環として、きめ細やかな子育て施策を充実することとしております。この具体策として、懸案となっております多奈川保育所の復活、通院医療費の助成対象を小学校就学前までとする乳幼児医療助成制度の拡充、また、肺炎球菌ワクチンなどの予防接種事業の拡充などで、疾病の予防や健康なまちづくりを強化してまいります。

特に、私の公約であります多奈川保育所の復活につきましては、多奈川地区では少子高齢化の傾向が著しいことから、地域に根差した子育て環境として、子どもの誕生から小学校までを見通した中長期的な子育て、教育の支援策を充実させる必要がございます。保育所の早期再開を希望される保護者の意向にこたえ、また、小学校区ごとに保育所を設置し、きめ細やかな保育を実施する方針を踏まえ、本年4月から多奈川保育所を再開いたします。

これに併せて、平成24年度には、地域住民のコミュニティ活動の拠点とすべく耐震工事も終

えた多奈川小学校に保育所を移転することを予定し、この移転に要する工事関係経費を本年度予算に盛り込んでおります。

今回の多奈川小学校への保育所機能の併設により、子育てに強いひとづくり・地域づくりの拠点整備を進め、地域力による保育・教育の支援を具現化し、子育て世代の不安の軽減と地元定着につなげてまいります。また、この併設により、さらなる地域との連携強化につながり、地域の住民ボランティアなどの協力によって地域の教育力を活用した保育所運営を図ることができます。

このような取り組みにより、小学生と幼児との交流が日常生活の中で自然に生まれ、子育てを終えたおじいちゃん、おばあちゃんなどの高齢者の方々もボランティアになって地域の子どもの発達や学びの姿をともに支えようとする取り組みも可能となります。つまり、小学校と保育所が連携し、協力しながら地域で一体となって1歳から12歳までの子どもの育ちを見通し、異年齢の子ども達同士の交流を図ることで知・徳・体の調和ある発展を促進し、より豊かな人間性と学力向上を地域住民との協働で目指すものでございます。

一方、休校中の孝子小学校につきましては、仮称ではありますが岬の歴史館を本年度からオープンいたします。この岬の歴史観を本町の歴史・文化の拠点として、我が町をこよなく愛する思いを次世代に引き継ぎ、また、歴史・文化を学ぶことにより、将来にわたって我が町に誇りと愛着を持てる青少年を育てたいと考えております。この施設の運営についても、地域住民との協働により、取り組むこととしており、地域力向上につながる拠点となるものでございます。

次に、安全で安心のまちづくりであります。地球温暖化に伴う大型台風の発生や、近い将来発生が予想されている東南海・南海地震をはじめ、さまざまな災害に適切に対応する危機管理対策として、災害発生時の避難所となっております小学校普通教室及び町民体育館の耐震対策工事を実施いたします。そして、災害発生時の総合指揮機能を担う岬町災害対策本部を耐震性のすぐれている水道庁舎に移設を行うなど、その体制の充実を図ることとしております。

昨年の集中豪雨の際に、本町は陸の孤島となるなど、まさに第二阪和国道は住民の生命を守る基幹道路であることを改めて認識されたところでありますが、こうした中、関係者のご尽力により淡輪ランプまで延伸工事が完了し、平成23年3月26日から供用開始が予定されております。引き続き、淡輪ランプ以南の整備に係る用地買収事業等が円滑に進むように、国及び府などの関係機関と連携し、早期開通に向け整備促進を図ってまいります。また、道路法面の崩壊により通行どめになっております町道岬海岸番川線については、本年度から国の補助事業として本格的な復旧工事に着手いたします。いましばらくの間、住民の皆様にご不便をおかけいたしますが、よろしくご理解をお願いします。

最後に、住民の満足度の向上であります。本町の施策や事業を円滑に推進するためには、何よりも住民の皆様へ信頼、安心される行政運営を行う必要があります。そのため、住民の皆様や当事者等へ直接語りかけるタウンミーティングを引き続き開催することといたします。そして、町の広報誌やホームページによる情報発信や情報公開方法に工夫を凝らしながら、その充実に努めてまいります。

また、住民窓口の事務の一つである戸籍関係事務は、職員の手作業によって行われていたため、その処理に時間を要しておりましたが、今年度から戸籍事務の電算化事業に着手し、省力化を図ることとしております。そして、大阪府からの権限委譲により、身近な事務事業は本町が担うこととしており、その大部分を阪南市との連携により本格的に実施いたします。こうした取り組みにより、本年度もより一層の住民サービスの向上を図ることとしております。

以上の基本的な方針に基づき編成した平成23年度一般会計予算案は、総額65億4,400万円となり、前年度と比較して6.9%の増加となっております。また、国民健康保険などの特別会計の総額は、49億9,724万7,000円となり、前年度と比較して3.6%の減少となっております。水道事業会計は8億1,731万1,000円となり、前年度と比較して16.6%の減少となっております。なお、会計別の詳細な増減額及び増額理由などは、2日目の当初予算に関する説明で、総務部長から説明させていただきます。

それでは、平成23年度当初予算案歳出における主な施策の概要について、新総合計画の6つの基本政策に準じてご説明申し上げます。

最初に、「みんなで進めるまちづくり」でございます。

行財政改革につきましては、先に述べさせていただいておりますが、第2次集中改革プランは、懸案となっている固定資産税等の超過税率の段階的な引き下げや未収債権の徴収強化による納税者間の公平性の確保、企業誘致、ふるさと納税などによる新たな歳入の確保による財政基盤の拡充を主な目標としております。

また、すべての事務事業を岬町版行政評価制度において点検し、無駄を洗い出す改革が推進できる組織・機構や、新たな職員定員管理計画に基づく職員数の抑制などを盛り込んでおります。

さて、本年度は、行財政改革の初年度であり、この当初予算において主な改革内容を数多く盛り込むなど、この改革の推進に当たっては、全庁的な体制のもと全力を傾注し、住民の皆様のご理解とご協力を得ながら取り組み、住民負担についてはできるだけ抑えてまいりたいと考えております。

こうした取り組みなど改革の進捗状況については、議会への報告及び積極的な情報公開に努め

るとともに、岬町行財政改革懇談会に対し、行財政改革の進捗状況などについて意見、助言等を求めるなど、適切な進行管理を行うことにより、住民が求める行政サービスを計画的、安定的に提供できる、持続可能で安定した財政基盤の構築を目指してまいります。

次に、人権施策につきましては、最近の傾向としてインターネットを利用した差別表現の流布や大量の個人情報の遺漏事件などがあり、インターネットを使用する側、利用する側のモラルが大変大事なことであることから、引き続き一人ひとりの意識改革、啓発に努めるとともに、必要に応じてプロバイダーへの削除要請など、必要な対策を行うなど、インターネットが人権侵害の道具として利用されないような取り組みを推進してまいります。

このような現在の人権問題に対応するために、昨年4月に設立した岬町人権協会と連携し、差別のない明るく住みよい岬町の実現を図ってまいります。

また、男女共同参画施策においては、本町では、岬町男女共同参画プランに基づく事業を実施するに当たり、平成14年度にパートナースタッフ制度を設け、住民の方々が主体的にボランティアでみさきウィッシュ講座の企画運営に参画されるなど、住民主体の取り組みが進められておりますので、引き続き住民と行政の協働で事業を行ってまいります。

次に、「一人ひとりの子どもが、親が輝き、文化を育むまちづくり」でございます。

子育て支援策では、岬町次世代育成支援後期行動計画及びみさき健やか親子21に基づいて、住民の皆様との協働により、総合的な子育て支援策の充実に向け、取り組んでまいります。

先ほどもご説明いたしました但、乳幼児医療助成制度については、通院にかかる医療費の助成年齢を現行の4歳未満から就学前まで拡充いたします。

保育事業では、地域に根差した保育所を確保するため、休所している多奈川保育所を4月から再開いたします。また、平成24年度には多奈川小学校への小・保連携した保育所の設置に取り組むため、23年度は改修工事を実施いたします。

子育て支援課においては、子育て相談事業や子育て支援プログラムを充実させるとともに、すべての子育て家庭において、安心して子育てができるように地域における養育に関する情報の提供に努めます。

また、子育て支援センターでは、支援の拠点として、子育て世代の交流の場の確保や子育て支援事業のPRと個別相談への適切な対応、一時預かり事業や出前講座の実施などに努めます。こぐま園では、言語療法士の機能訓練を2カ月に1度から毎月に拡充いたします。

次に、教育施策では、岬町教育委員会との連携を基本に、子どもたちが知・徳・体のバランスのとれた生きる力、社会を支えていくために必要な力を身につけられるように、住民が生き生き

と暮らすための文化活動、スポーツ活動が活性化するよう施策の充実に努めます。

学校施設耐震化事業につきましては、子どもたちが安全に安心して学べる教育環境づくりのため、また災害時の避難所に指定されていることを踏まえ、引き続き進め、平成23年度は深日小学校と多奈川小学校の普通教室各1棟の耐震診断を実施いたします。

また、子どもたちの学力向上では、子どもたちの外国語活動を支援するため、引き続きALT（外国語指導助手）を配置いたします。学ぶ力や豊かな心をはぐくむため、発達段階に応じて読書に親しむ子どもたちをはぐくんでいくことは重要でございます。さらに各学校図書館の整備と充実に取り組むとともに、図書関連施設とのネットワーク化を進めてまいります。

また、町民体育館につきましては、住民だれもが安心してスポーツに親しめるよう、また災害時の避難所に指定されていることを踏まえ、耐震化工事とバリアフリー化を目指し、実施設計に取り組んでまいります。

次に、「誰もが元気でいきいきと暮らせるまちづくり」でございます。

医療制度では、昨年は新政権のもとで医療制度改革の方向性が大きく変わることになり、後期高齢者医療制度は高齢者医療制度改革会議の最終取りまとめを踏まえ、現行制度廃止後の新高齢者医療制度については、今後、国会への関連法案の提出が予想されております。こうした国の医療制度改革の内容に注視しながら、安心、信頼の医療制度の確保を目指し、住民が安心して医療サービスを受けることができるよう、引き続き現行の医療制度の的確な運用に努め、新たな医療制度改革などの円滑な導入にも対応できるように努めてまいります。

次に、国民健康保険事業につきましては、保険者に義務づけられた特定健診等の受診率向上が課題となっており、未受診者となる原因の分析結果を踏まえ、生活習慣病の予防及び医療費抑制のため、受診率の向上を目指しながら保健指導をはじめとして実情に即した事業展開に努めてまいります。

また、医療費の適正化や被保険者の健康づくりへの意識を高めるため、訪問指導事業の強化及び人間ドック助成制度、若年者健診事業等の保険事業を引き続き実施してまいります。

高齢福祉、介護保険施策では、高齢者福祉の一層の推進、生き生きと活躍するシニア世代があふれるまちを目指して、24年度から第5期岬町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定を行います。さらに独居高齢者や高齢者世帯が増加する中で、相談業務をはじめとする地域包括支援センターの機能充実に努めるとともに、魅力ある介護予防事業の展開を図ります。

また、文化センターでは、ひとり暮らしの高齢者の増加が見込まれる状況において、高齢者が日ごろ抱えている生活上のさまざまな課題にこたえる仕組みを安定的、継続的に構築するため、

関係課及び関係機関と連携を密にし、高齢者の生活を支える見守り事業に取り組んでまいります。

障がい者施策につきましては、障害者自立支援法に基づき、再編された障害福祉サービスは、23年度が新サービス体系への移行最終年となります。障がい者のニーズに応じて適切な支援が効果的、効率的に行われるよう対応していくとともに、地域生活と社会参加を住民の皆様と協働で支え合うまちづくりを進めてまいります。

次に、地域福祉施策では、23年度は平成21年度に社会福祉協議会と協働で作成した地域福祉計画、活動計画の中間年となります。推進検討委員会において、計画の進行管理に努めてまいります。また、引き続きコミュニティ・ソーシャル・ワーカーを配置し、小地域ネットワーク活動を展開してまいります。

「保健・住民の健康づくり施策」では、妊婦健診につきましては、平成23年度は1人当たり助成額を4万2,000円から5万1,000円に増額いたします。また、こんにちは赤ちゃん全戸訪問では、民生委員児童委員との連携により、育児不安の解消、孤立を防ぐための見守り、サポート体制の充実に努め、乳児との触れ合いに絵本を活用するブックスタート事業で新たな絵本の配付を始めます。

さらに、大阪府立大学との包括連携事業を実施いたします。この第一弾として、23年度は食育推進計画の作定に取り組み、三世代糖尿病教室の実施など、より一層地域に密着した食育事業を進めてまいります。そして、子宮頸がん、ヒブ（インフルエンザ菌b型）、小児用肺炎球菌の予防、3ワクチンについては、先ほどもご説明いたしましたが、緊急促進臨時交付金を活用し、4月から全額助成の方向で準備を進めます。

また、住民の安心と安全を守る取り組みとして、昨年11月に開始した緊急情報キット配布事業は、23年1月末で約2,500世帯、約35%に無料配布しております。引き続き配布の拡大を目指し、23年度では配布を通じて把握された要支援者を地域で見守りサポートにつなぐ要援護者見守り活動事業を新たに始めてまいります。

3年目となる自殺予防対策事業は、対面型相談支援や普及啓発をさらに展開してまいります。

次に、「新たな活力の創造と心うるおう観光まちづくり」でございます。岬町海釣り公園「とっとパーク小島」につきましては、海釣り公園と休憩施設を併設した道の駅として、開園以来、にぎわいを見せており、本町の観光スポットとして定着したところであり、引き続き本町の活性化につながる観光拠点として指定管理者とともに集客維持を図ってまいります。

既存産業の振興については、厳しい経済情勢が続く中、岬町商工会と連携し、岬町地域特産品開発事業などの各種事業を行い、商工業の発展に取り組んでいるところであり、引き続き地域事

業者の核となる商工会への支援を継続するとともに、連携、協力体制を強化し、地域経済の活性化に努めてまいります。

また、農業振興・農地防災施策では、平成19年度から5カ年計画で進めている深日地区の南條下池改修事業は、平成23年度が最終年度となり、完成に向けて事業を実施いたします。

有害鳥獣対策につきましては、有害鳥獣による農作物の被害は農地だけでなく住宅地にも及んでいる状況にありますので、平成23年度も有害鳥獣対策協議会と連携し、有害鳥獣の駆除を実施するとともに、農作物被害の軽減に努めます。

また、漁業振興につきましては、漁港漁場整備長期計画に基づき実施している漁港整備は、引き続き大阪府等の関係機関と連携し、淡輪、深日、谷川、小島漁港の環境整備事業の推進及び漁業振興に努めてまいります。

次に、企業誘致では、多奈川地区多目的公園の企業誘致については、昨年9月に3事業者を進出候補事業者として決定し、進出に向けた具体的な事業計画の策定協議を進めております。引き続き企業進出に向けて協議を進めるとともに、進出候補事業者が決まっていない区画については、改めて進出候補事業者の募集を行い、大阪府とともに誘致活動に積極的に取り組んでまいります。

また、多目的公園整備では、多奈川地区多目的公園は大阪府の受託事業として整備が進められており、整備が完成した多目的広場のグラウンドにつきましては、暫定利用として、町内のスポーツ団体に利用いただいております。平成24年度の完成を目指して23年度も着実に整備を進めてまいります。

さらに、多目的公園では、ビオトープの維持活動や、植樹活動を住民や企業の方々と一緒に取り組みを行っており、23年度も引き続き住民や企業の方々と協働による維持活動を行い、働き学び憩える新しいさとやま空間の創造を基本コンセプトとする公園づくりに取り組んでまいります。

次に、豊かな自然の中で安心して暮らせるまちづくりでございます。ごみの減量化とリサイクルにつきましては、近年、地球温暖化対策をはじめとする環境問題が大きな課題となっております。本町では、ごみの減量化とリサイクルを進め、環境に優しい循環型社会を目指しております。特に3Rであるリデュース、リユース、リサイクルの推進を基本として、引き続きごみの発生抑制及び資源ごみの分別など、リサイクルに重点を置いて取り組んでまいります。

平成22年度から実施している生ごみ処理機購入補助制度の継続、マイバック運動推進などに取り組み、ごみの排出抑制を図ってまいります。

また、地域住民が積極的にごみ問題に取り組む体制づくりとして、地域で指導的役割を担う、

廃棄物減量等推進員制度を活用し、一層のごみ減量をリサイクルを推進してまいります。

さらにペットボトル、プラスチックのごみの分別収集を継続し、リサイクル率の向上、焼却ごみ減量による焼却施設の延命化及び焼却経費の削減に取り組んでまいります。

次に、防災対策につきましては、あらゆる災害から住民の皆様の生命、財産を保護するため、常備消防組合、消防団の消防ポンプ自動車、消防資機材の整備など、消防力の強化に努め、消防救急体制のさらなる充実を図り、あわせて常備消防の規模を拡大することによるさまざまなスケールメリットを活かし、消防体制の整備及び充実強化、住民サービスのより一層の向上を図れるよう、消防の広域化を進めてまいります。

また、住民の皆様への情報発信力の強化と防災情報の共有化を図る防災情報充実強化事業を引き続き推進し、防災力の強化にも努めてまいります。

東南海・南海地震対策では、公共施設の耐震化を推進し、住民の皆様安全で安心して暮らせる住環境を提供するため、耐震促進計画に基づき、町内の建築物の耐震化を促進してまいります。

さらに、大規模災害や武力攻撃事態が発生した際に、住民の皆様に必要な情報を瞬時に伝達する全国瞬時警報システムを構築し、住民の皆様への情報提供、安全確保を図ってまいりますとともに、住民の皆様と消防関係機関の危機管理意識の向上を図るため、災害時におけるそれぞれの役割分担を明確にした防災、消防訓練の実施などを引き続き推進し、総合的な地域防災力の向上に努めてまいります。

次に、安全で快適な暮らしを守るまちづくりでございます。先ほどもご説明いたしました、第二阪和国道は、阪南市箱の浦から岬町淡輪ランプの区間において、工事着手が行われ、いよいよ平成23年3月26日に供用開始される運びとなりました。このたびの供用開始につきましては、町民とともに心から喜びたいと思います。

淡輪ランプ以南の整備につきましては、深日ランプまでの区間において、現在、用地境界確定の作業が行われており、引き続き用地買収に着手の予定でございます。さらに、和歌山県境に向けても鋭意、事業促進が図られており、道路等の詳細設計についても随時発注されているところであります。今後も第二阪和国道の早期全線供用に向け、地権者や沿線住民の皆様のご理解を得ながら関係機関とともに事業推進に努めてまいります。

また、道路施策では、昨年4月から通行どめをしている地域の主要道路である町道岬海岸番川線については、23年度は山側法面の復旧、安全対策工事を実施し、一時的ではございますが、通行どめを解除できるように努めてまいります。そして、町内道路網において主要な道路である町道西畑線については、安全で円滑な通行を確保するため、未整備区間の一部について改良工事

を実施してまいります。他の町内道路についても、適正な維持管理のため、効果的な維持、補修に努めてまいります。

また、町内建築物の耐震化促進については、住民の皆様には安全で安心できる住環境を提供するため、岬町耐震改修促進計画に基づき、町内の建築物の耐震化を促進するために民間住宅の耐震診断及び民間木造住宅の耐震改修補助事業を引き続き実施してまいります。

町営住宅につきましては、住宅に困窮している方に対し、健康で文化的な生活を確保するため、引き続き適正に維持管理を行うとともに、緑ヶ丘住宅につきましては、耐震化を促進し、適正な居住面積を確保するなど、建てかえ事業計画を進めていくため、平成23年度は事業手法の調査、検討業務並びに事業実施に必要な方針等の策定に係る業務を実施してまいります。

次に、水道事業につきましては、厳しい経営状況を改善するため、平成20年11月より平成23年3月末まで上下水道料金徴収等の業務を民間委託し、給水停止の実施など積極的な未収金の整理を行ってまいりました。その結果、徴収率は向上し、委託の効果が認められたものです。今後も民間委託による未収金の整理を行うとともに、有収率の向上などに努め、経営状況の改善を図り住民サービスの向上に努めてまいります。

最後に、下水道事業でございます。平成23年3月末で普及率73.4%等達成する見込みでございますが、整備には多額の財源が必要なため、一般会計の財源状況を勘案しながら事業を推進し、住民の皆様のご生活環境の改善、河川及び海域の水質保全に努めてまいります。

また、小島地区漁業集落排水事業は、整備した排水処理施設への接続を促進し、地域の活性化並びに環境保全による地場産業の育成を図ってまいります。

以上が平成23年度の町政運営方針でございます。今後の日本の経済は回復へ向かうと期待いたしますが、本町の財政状況はすぐに好転するものではありません。極めて厳しい状況でございますが、今後も果敢に行政改革に取り組み、その中で温かみのある町政を推進し、岬町に生まれ、育ち、住んでよかった、岬町に移り住んでよかった、これからも住み続けたいと思えるまちを目指して、引き続き本町の再生に全力を傾注してまいり所存であります。

議会並びに住民の皆様のお一層のご支援とご協力を心からお願い申し上げまして、私の町政運営方針とさせていただきます。長時間どうもありがとうございました。

○竹内邦博議長 町長の説明が終わりました。

本日の町政運営方針につきましては、原則として質疑をお受けしないことになっておりますので、ご了承ください。

○竹内邦博議長 日程4、「会派代表質問」を行います。

質問を許可します。

公明党、川端啓子君。

○川端啓子議員 ただいま議長のお許しを得ましたので、公明党会派を代表して、会派代表質問をさせていただきます。通告に従って質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に、行財政改革についてですが、当町を取り巻く財政状況は非常に厳しく、財政再生団体に陥る可能性も懸念されることから、あらゆる手を打たれております。特に、平成22年度より特命対策課を設置し、収納対策に力を入れ未収債権の回収に力を入れておりますが、現実にはどれぐらい成果が出ているのでしょうか。

また、歳出削減のための事業見直しを行われております。改革には痛みが伴うとはいえ、住民が必要とする事業については、廃止してはいけないと思いますが、現実には健康ふれあいセンターのおふろがなくなるかもしれないといったうわさも流れ、署名運動が起きております。私のもとにもおふろはなくさないでほしいとの要望がたくさん来ております。できるだけ住民に痛みが伴わない改革が大事と思いますが、今後どのように取り組むのかお尋ねいたします。

歳入をふやし歳出を抑えるということは、なかなか難しく思います。それができないと、町長が言われる固定資産税等の超過課税の引き下げも非常に厳しいと思いますが、それについても計画どおり実施できるのかとの懸念する声も聞こえます。その点についても計画どおりできるのか、また、その計画をお聞かせ願いたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○竹内邦博議長 はい、総括理事、白井保二君。

○白井総括理事 お答えいたします。

まず、1点目の未収債権の取り組み状況でございます。平成21年度決算におけます町税、国民健康保険料及び下水道使用料などの未収債権の総額は約8億円となっております。この未収債権を早期に回収するため、昨年4月に町長直轄の特命対策課を設置し、その未収金対策部門におきまして、複数の未収債権を有する者を対象にした徴収強化に取り組み、納税者間の負担の公平性を確保することなどを目指しております。

また、今般、策定した第2次岬町集中改革プランでは、新たな住民負担を求めるに当たっては、まず未収債権の適切な徴収を行うこと。あわせて、この未収債権の早期の回収により納税者間の負担の公平性を確保すること及び歳入を確保することを目指しております。

こうした方針のもとに、本年度の未収債権の徴収に係る具体的な取り組み内容につきましては、

町税や国民健康保険料などの各担当部署において、未納状態となった者に対する督促、催告を、また、窓口での納付指導、納付相談及び分割の制度などの活用などにより現年度課税分の徴収率の向上に努め、新たな滞納者をつくらない方針で臨むこととしております。

次に、未収債権のうち、滞納繰越分となったものにつきましては、特命対策課が主になりまして、滞納者への自宅訪問、電話及び文書による納入催告を実施し、悪質滞納者と認められる方につきましては、給与、銀行預金の差し押さえなどの厳しい滞納処分措置を行うなど、厳正に対応してまいります。

また、この取り組みの方針は、今年度の当初予算にも反映されており、第2次集中改革プランで見込む平成23年度の目標徴収率を基礎として算出いたしました歳入見込み額を当初予算に計上したところでございます。

こうした内容によりまして、町税をはじめとする未収債権の徴収の強化に取り組み、改革プランに掲げます目標の達成に努めることとしているところでございます。

次に、住民サービスを後退させない改革の取り組み状況につきましてお答えさせていただきます。

今般策定いたしました第2次集中改革プランは、第4次総合計画に掲げる町の将来像の実現に向けて本町が取り組まなければならない行財政改革の具体的な内容を示したものであります。また、この改革プランでは、既存の事務事業の内容、必要性、コスト面及び効果などの視点から再点検するなどの具体策を盛り込んでおります。

この事務事業を再点検する際においては、健康ふれあいセンターの管理運営の見直しに見られたように、住民の間において相違する意見が寄せられるものと考えられ、行政側が判断した見直しの内容に理解していただけない方々につきましては、当然、住民サービスの後退であるご指摘されることも推定されます。このような現在ある住民サービスを維持することが、住民サービスを後退させないことであると理解されてる向きもありますが、そうではなく、住民サービスに関わる改革をする際には、なぜ改革をしなければならないのか、改革の内容など、十分、住民の皆さん方にわかりやすく説明し、理解を得ることが必要であります。

必要な改革を避けることは、裏返せば一部の住民の満足は得られましても住民全体の税金の公平・効率的な執行の点では問題があり、すべての住民の理解が得られるとは限らないと考えております。

よって、今後すべての事務事業を再点検するに当たりましては、行政側からサービスを受けてるすべての住民に議論をしてもらうための必要な情報を広く公平に提供し、見直しの対象となる

事務事業が今、どのような状況にあるのか、また改革後のサービス内容などが住民にわかりやすく説明する説明責任が必要であると考えております。

また、改革を具体的に進める過程では、関係する住民との意見交換や提言などを積極的に聞き入れ、行政側がそれを再検討し、関係する住民にお返しするなど、住民の意見を反映させた改革を行う必要があると考えております。

こうした方法によりまして、改革に対する行政と住民がお互いに意識を変え、相互の理解と信頼関係を醸成することによって行財政改革を進めていくことが可能になるのではないかと考えております。

したがって、この第2次集中改革プランに基づきまして、本年度から実施する改革内容の具体化に当たりましては、徹底した情報公開による改革を、住民の意見を反映した改革を、そしてわかりやすい改革を基本として改革に推進する方針でございます。

最後に、固定資産税の超過税金の引き下げの問題でございます。固定資産税に係る超過課税の導入は、地価の急激な下落などを反映した町税の減収、及び高齢者医療及び介護保険会計の繰出金の増加などが見込まれる中、前回の第1次集中改革プランに基づき財政改革を推進しても、なお、歳入歳出の不均衡が拡大することが見込まれたため、その臨時的な措置として超過税率の適用による歳入の確保が必要であるとの判断から、平成19年度から3年間を限度として導入した経過がございます。

こうした中、本町の財政状況は依然として厳しく、現在もやむを得ずこの超過税率の適用期間を延長しておりますが、あくまでも臨時的な措置でありますので、でき得る限り早い時期に標準税とする見直しが必要であると考えております。

こうした状況を踏まえまして、この超過税率の引き下げにつきましては、今般、策定いたしました第2次集中改革プランでは、歳入部門におけます主な改革目標として、現行の超過税率を段階的に引き下げることが掲げております。具体的には、平成25年度から0.3%のうち0.1%を引き下げる計画としております。また、改革プランでは、この超過税率の段階的な引き下げ措置を行いながら、あわせて各種基金の繰り入れに依存せず、町財政の収支が均衡する財政基盤の確立も目指しているところでございます。

さて、この固定資産税の超過税率を0.1%引き下げるに要する財源は約8,500万円を見込んでおります。この財源をはじめといたしまして、町財政の収支均衡を図るとする計画目標を達成するためには、第2次集中改革プランの主な行財政改革項目を着実に実施することが必要であると考えております。

このため、今後、行財政改革の推進に当たっては、住民の皆様のご理解とご協力を得ながら岬町行財政改革推進本部が中心となり、全庁的な取り組みのもとに改革に努め、この改革プランどおり平成25年度から0.1%の引き下げを行う方針としております。

以上でございます。

○竹内邦博議長 はい、川端啓子君。

○川端啓子議員 収納対策ですけども、やはり今、答弁でもありましたように、公平性の観点からもしっかりと力入れてほしいな。それで、計画をされている成果がきちっと出るように、計画どおりの徴収ができるようにしっかり頑張ってもらいたいということを要望しておきます。

それと、事業見直しについては、やはり関係する住民の声をしっかり受けとめて、住民さんが納得できるようにやってほしいということを要望しておきます。

次に、健康福祉についてですが、乳幼児（子ども）医療費助成制度の拡充についてですが、この医療費助成制度については、子育て支援施策としては大変喜ばれている施策であります。特に小さい子どもさんを抱えているご家庭においては、いつ何が起こるか予想できないので、この医療費助成制度は大変ありがたいとの声があります。当町においても、新年度4月より通院医療費の助成制度が就学前まで年齢が拡充され、大変喜ばしいことでもあります。ただ、子育てには大変お金がかかることもあり、できれば義務教育が終了するまで医療費助成制度が拡充できないのか、との要望があります。

泉南地域では、最も高い水準の助成を行っている田尻町は、ことし7月から対象年齢を中学3年生、義務教育まで拡大することを計画していると聞き及んでおります。岬町も拡充については財政的にも大変厳しいところがありますが、今後どのように計画を立てられているのか当町の見解をお尋ねいたします。

次に、妊婦健診助成制度の拡充についてですが、妊婦を対象とした健康診断は通常14回程度が必要とされております。しかし、妊婦が経済的理由で健康診断を受けないケースが少なからずあり、お産の危険性としてのリスクを生むということを鑑みて、各自治体で助成制度が実施されております。この助成制度の内容についてはばらつきがあります。当町においては、助成額を昨年は4万2,000円にアップし、ことし4月、新年度からは5万1,000円に増額するとされております。厳しい財政状況の中、大変喜ばしいことではありますが、少子化対策として限りなく無料に近づけるよう努力してほしい。そして、子どもを産みやすい環境づくりを考えてほしいと思います。

また、妊婦健診はお産の危険を減らし、結果的には高度医療の抑制、産科医の負担軽減につな

がる。公費負担は妊婦だけでなく、自治体にも有効と言われております。このことも鑑みてどのように取り組まれるのでしょうか、当町の見解をお尋ねいたします。

次に、ワクチン助成についてですが、女性特有のがんである子宮頸がんはワクチン接種と健診でほぼ100%予防できる病気と言われておりますが、年間約2,500人の大切な命が失われているといった現状です。また、発症年齢が乳幼児期に多いと言われていた細菌性髄膜炎の原因菌は、ヒブ菌が約6割、肺炎球菌が約2割を占めるとされております。発症すれば後遺症が残る、また死亡するなど、乳幼児にとっては極めて重篤な感染症です。生後2カ月から6カ月で4回接種が求められております。

当町においては、子宮頸がん、ヒブ（インフルエンザ菌b型）、小児用肺炎球菌の予防3ワクチンが緊急促進臨時交付金を活用し、4月から全額助成の方向での実施計画が進められております。本当にうれしい限りであります。特に公明党岬支部として、命を守るワクチン助成を求める署名活動を行い、1月20日に田代町長のもとに3,739名の要望書を提出させていただいたいきさつもあり、大変喜んでおります。

ただ、国の交付金の関係があり、1年間と限定されていることが気になります。次年度以降はどうされるのか、大変危惧しております。また、このワクチン接種については、医療費を抑制する観点からも非常に期待が大きいと聞き及んでおります。例えば、国が12歳の女性のワクチン一斉接種を行った場合、接種に必要な費用は210億円とされるが、罹患者を減らすことで節約できる医療費は、約400億円に上るとの資産もあるそうであります。このことも鑑みて、今後における当町の見解をお尋ねいたします。

また、今回は助成対象にはなっていない高齢者の肺炎球菌ワクチン接種公費助成についても、高齢化率では府下で上位に位置する当町にあつては、高齢化施策として非常に大事なことだと思います。特に高齢者の死亡原因の上位に挙げられる肺炎、肺炎罹患者の55%が肺炎球菌によると言われております。高齢者を肺炎から守るため、公費助成が必要と思いますが、これについてもお尋ねいたします。

質問は以上です。

○竹内邦博議長 ただいまの代表質問に対しまして、理事者の答弁を求めます。

住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 川端議員の健康福祉の諸点について、回答をさせていただきます。

まず1点目の乳幼児医療費助成制度についてです。

本町におきましては、この乳幼児医療費の助成制度は、平成5年の10月から実施をしてきま

した。乳幼児が病気やけがなどで必要な医療を容易に受けることができるようにということで、医療費の自己負担の一部を公費負担する制度として創設したものですけれども、ただこの制度創設当時は、この助成制度には入院の費用と通院の費用があるんですけれども、最初のうちは小学校就学前までの児童の入院医療費のみでスタートをしました。その後、平成12年の10月から大阪府のこの通院医療費に係る補助金制度が創設をされました。府の補助基準年齢プラス1歳ということで、2歳未満の通院医療費の助成の追加をしてきたところであります。

このときに、思い出しますのは、一つには、新聞に載りまして、この通院医療費助成について大阪府下で大きな差があるということで、岬町は当時、通院医療費の助成をしておりませんでした。その当時、町村の中ではもう既に就学前までこの通院医療費をやっているところがあって、それが大きな新聞記事になったという記憶があります。

それともう一つは、この通院医療費の助成制度をつくったという背景には、当時同和対策事業の見直しがありました。議員のほうからも、この同和対策事業の見直しについて、ただカットするだけではなくて、一般対策事業へ転換を図れというような要望がありました。この乳幼児医療費の通院医療費助成もその成果でありますし、学童保育を始めたというのもその成果であると考えております。

その後、この対象年齢につきましては、平成14年10月からは3歳未満に、平成16年11月からは4歳未満にまで引き上げてきました。川端議員がおっしゃるように、ことしの4月からはこの通院医療費助成を就学前まで一挙に拡大して、入院、通院医療費とも小学校入学前の3月末までの児童が対象となるところであります。

このように、本町では制度拡充により子育てがしやすい環境や子どもたちが健全に育つような環境を整備することを目指し、徐々に医療費助成制度を拡充してきており、特に現町政の最重要課題として、子育て環境の充実というふうに位置づけて、就学前までの拡充に踏み切ったものがあります。

議員ご質問の今後の小学生以上への年齢拡充につきましては、厳しい財政状況の中、すぐにさらなる年齢拡充は難しいと考えていますが、今後とも子育て支援施策全体の中で年齢拡充を検討課題としてまいりたいと考えています。

次に、2点目の妊婦健診助成の拡充についてです。

妊婦の健康管理を充実し、経済的な負担の軽減を図るためのこの健診助成は、19年度までは1回分しか助成をしておりませんでした。20年度には前期、中期、後期の3回分として約1万5,000円に拡充をし、さらに21年4月以降、国が望ましいとする14回分の妊婦健診が受

けられるように受診券を配付する受診券方式や受診後に償還払いをする方法などで、最大14回分の妊婦健診助成を行ってきているところです。21年度には、1回当たり助成額は2,500円として総額3万5,000円、22年度には、1回当たり3,000円で総額4万2,000円と、段階的に助成額を拡充してきました。23年度につきましては、1回当たり助成額を3,500円とさらに500円引き上げ、これに新たに国が推奨する成人T細胞白血病ウイルスの検査費用1回分を追加し、助成総額を総額4万2,000円から5万1,290円に引き上げることにしています。

町としましても、安心して安全な出産を迎えることができるように、妊婦健診助成の拡充は重要な課題であると考えており、その助成制度は、当初の健診1回分のみ助成から見ると、充実はしてきましたけれども、全国最下位に位置する大阪府の平均並みであり、まだまだ全国的に見た場合は、十分な助成額でないことは承知しているところであります。

平成23年度の増額も、子育て環境の整備を町政の重要課題として取り上げて、財政面で最大限工夫をした結果としてご理解をいただきたいと思います。また、今後につきましても、財政状況を勘案しながら段階的な拡充を図ってまいりたいと考えています。

3点目に、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌の予防ワクチン助成についてです。

この3ワクチン助成につきましては、これまでの議会においても多くのご質問をいただき、関心の高い案件でしたけれども、このたび、ようやく国が子宮頸がん等ワクチン接種緊急臨時特例交付金を設け、都道府県にワクチン接種緊急促進基金を設置しまして、市町村が行うワクチン接種緊急促進事業に対し助成をする制度が創設をされたところであります。

この国の交付金事業に対応しまして、23年4月からは、泉佐野市は今、選挙中ですので、明確な方針は決まっておられませんけれども、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町、そして泉佐野市も含めた協議の中で、3市3町の指定医療機関において子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎ワクチンの3ワクチンについてそれぞれ全額助成により、つまり受益者の自己負担なしで接種が受けられる制度を立ち上げるべく、関係市町医師会が合意をして準備を進めています。

この泉佐野市以南の広域医療機関での接種が可能で、しかも全額助成で実施体制が整った経過について、少し説明をさせていただきます。

このワクチン接種緊急促進事業につきましては、市町村を対象に大阪府の説明会が行われまして、助成の要件として、任意接種であるけれども、医療機関との契約による実施体制を整えることや、被害救済に万全を期すための措置を講ずることと、詳細な助成事業の実施要領が示されま

した。また、委託料算定の基準となるワクチンの基準額についても、子宮頸がんワクチン約1万6,000円、ヒブワクチン8,800円、小児用肺炎球菌ワクチン約1万1,000円と、それぞれ国基準が示されてきたところであります。また、この基準額が市町村が実際に助成した額の低いほうの額に対して助成されるもので、国は公費カバー率9割としており、その90%しか助成をしない。しかも補助率は2分の1となっております。

できるだけ早期の円滑な実施に向けまして、助成の要件を整えるためには、小児科医の少ない岬町においては、単独で委託医療機関を確保することが難しいこと。また、他市町分を委託料の確定には医師会との協議が必要となることから、泉佐野市以南の3市3町で調整を進めてきたところであります。

同時に、3市3町を管轄する医療機関の集合体である泉佐野泉南医師会からもそれぞれの首長に対して接種率を上げるためには、全額助成とし住民負担をなくすこと、足並みをそろえて早期に実施してほしい旨の要望がありました。この件につきましては、首長レベルでの調整も繰り返し、今回の実施体制と各市町村での予算確保となったものであります。

さらに医師会側におきましては、補助率でカバーできない10%分の委託料の減額について検討をいただいた結果、委託料を国基準の90%から95%に抑える方向でまとめ、泉佐野市以南の医療機関で相互乗り入れ、広域医療機関での接種体制が整うことになったものでありまして、現在、3市3町で、各市町で予防接種の受け入れ可能な協力医療機関のアンケートの集約を行っているところであります。

ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌につきましては、年齢によって接種回数が違ってきますけれども、最大4回の接種となります。定期接種である三種混合との同時接種も医師の判断により認められているところです。

また、子宮頸がん予防ワクチンは、中学1年生から高校1年生相当の女性を対象に3回接種となります。今のところ予防接種法に基づかない任意接種であり、法律上の努力義務はありませんけれども、貴重な助成制度ですので、ワクチンによって若年期の子宮がん予防や乳幼児期の重篤な合併症となる髄膜炎や肺炎予防につながるよう、今回の措置であるこの促進事業の周知を積極的に行い、接種率の向上に努めてまいりたいと考えています。

また、今後の取り組みについての質問ですけれども、まず、今回の予防接種の位置づけは、予防接種法の改正を伴う定期接種ではなくて、任意接種の位置づけのままとなっており、ワクチンの安全性の確認やワクチンの供給体制が十分とは言えず、早急に定期接種の位置づけをすべきだと考えています。

国の厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会は、国際動向、疾病の重篤性等に鑑み、接種促進に対して国民の要請も高いことから、ヒブ、肺炎球菌、子宮頸がんワクチンは予防接種法の定期接種に位置づける方向で急ぎ検討すべきであると提言しています。この助成制度は23年度限りですけれども、定期接種に向けて審議されている重要度の高いワクチンと認識していますので、定期接種に位置づけられるまでの間、公費助成での接種が続けられるよう、国の促進事業の継続について要望していきたいと考えております。

次に、高齢者の肺炎球菌ワクチンの助成についてです。

この件につきましても、前回9月議会において、今のところ任意接種での位置づけであることから、引き続き関係機関とともに国に対して助成制度の創設などを強く要望してまいりたいと回答をさせていただいたところです。乳幼児だけでなく、高齢者にとっての肺炎は、命にかかわる重篤な合併症であり、ワクチン接種によって予防効果を期待される場所ですけれども、小児に対する肺炎球菌ワクチン制度は、先ほどご説明しました国が創設した助成制度を活用して、この4月からワクチン接種を始めることとしています。しかし、残念ながら高齢者を対象とする肺炎球菌ワクチンの助成につきましては、現段階では国の助成制度が創設されておられません。

全国的には一部の自治体で独自に一部助成を行っているところがあります。また、府内におきましても、北摂・河内ブロックの5市町で一部助成を実施しています。堺市以南の泉州ブロックでは和泉市がこの4月から助成を開始する方向で準備を進めていると聞いております。

国では小児対象の肺炎球菌ワクチンが定期接種化に向けて審議が進められているのに対し、高齢者対象の肺炎球菌ワクチンの議論はおくれている印象は否めません。このように、任意接種のまま助成制度のない状況下ですので、町単独で高齢者の肺炎球菌ワクチン助成を開始することになりますと、ワクチンの安全性や供給量、費用対効果など、事前の十分な情報収集が必要になると考えています。また、高齢化率の高い岬町においては、助成にかかる財源の確保も課題です。

町としましては、助成に向けて課題は多いのですけれども、命の重さにかわりはなく、要望に沿うものはないと考えておりますので、高齢者の肺炎予防のため、国に対して改めて関係機関とともに助成制度の創設に向け要望を行っていくとともに、先進地の情報を収集しながら、また内部で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○竹内邦博議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 はい。できるだけ頑張ってよろしく願いいたします。

次に、教育についてですが、子どもたちが安全に安心して学べる教育環境づくりのため、また、

災害時の避難所に指定されていることを踏まえ、学校施設耐震化事業が着々と進められております。3月末で56%と聞いておりますが、今後の計画はどうなっているのでしょうか。

また、子どもたちの学力向上についてですが、教育の目的は子どもたちが社会で自立して生きる力を身につけることです。かつては家庭、地域、学校でそれを担っていたのですが、知識の多様性、社会状況の変化などが重なって、学校、ひいては行政に多くのものが求められる現状です。町政運営方針に、「学ぶ力や豊かな心をはぐくむため発達段階に応じて読書に親しむ子どもたちをはぐくんでいくことは重要である。各学校図書館の整備と充実に取り組むとともに、図書6関連施設でのネットワーク化を進める」とありますが、ここにプラスして、小学校に専任司書を配置していただけないでしょうか。本がありアドバイスする人がいる。子どもたちに合う本を紹介する人がいる。大事なことだと思います。

この専任司書については、12月議会の一般質問で、「良書との出会いが子どもの心を豊かに耕し、20年、30年後の社会を変える力は間違いない。そのことから、今、専任司書を設置する費用を岬町として生み出すことは岬町の将来への先行投資であり、非常に大事なことだと思う。」と、町長に要望いたしました。町長からは、「川端議員のおっしゃるとおり、本当に大事でありますので、そういう方向で教育委員会に検討していただくよう努力いたします。」との答弁をいただきました。私はてっきり今回の当初予算に反映されているのかと思い、楽しみに予算書を開いたのですが、反映されていないことがわかりいたしました。もう一度、この小学校に専任司書を配置することについての答弁をお願いいたします。

○竹内邦博議長 ただいまの代表質問に対しまして、理事者の答弁を求めます。

教育次長、古谷 清君。

○古谷教育次長 川端議員の教育に関するご質問に対してお答えをいたします。

まず1点目、学校施設の耐震化事業の進捗等でございます。

ご質問にもありましたように、学校施設は児童にとりまして一日の大半を過ごす学習、生活の場であります。また、地域の住民にとりましても災害発生時には避難場所となりまして、防災拠点として重要な役割を担うということもございまして、その安全性の確保は極めて重要と考えておるところでございます。

ご指摘にもございましたが、現在、耐震化の対象である小・中学校の施設につきまして、対象の施設はですね、渡り廊下などの施設も含めまして25棟ございます。現在、耐震化を完了しておりますのは14棟ございまして、したがって耐震化率は56%という状況でございます。未実施が11棟という状況でございます。

来年度は、深日小学校と多奈川小学校の普通教室棟、各1棟の耐震診断を実施することとしております。その後、実施設計、耐震工事と進めていくことになります。非常に厳しい財政状況下ではございますが、残る施設につきましても財源の確保を図りまして、すべての学校施設の耐震化に向けて努力をしております。

次に、子どもたちの学力向上、また学校図書館への専任司書の配置の件でございます。

ご指摘にもございましたが、今、教育に求められておりますのは、確かな学力を確立するとともに、豊かな心、健やかな体をはぐくみ、社会において自立的に生きる力をはぐくむことと考えております。今日、日本の社会は、少子高齢化、核家族化、高度情報化が進みまして、国民の価値観やライフスタイルの変化、多様化が子どもたちの育ちに大きな影響を与えております。また、テレビやゲームなど映像文化の浸透が進む中、子どもたちの行動も多様化し、特に活字離れ、読書離れが進み、結果としまして言語能力や表現力の低下、語彙量の減少などが指摘されておるところでございます。

大阪府教育委員会さんにおかれましても、平成21年1月に大阪の教育力向上プランを策定し、重点項目としまして、読書活動の推進を挙げております。これは、子どもたちに読書習慣を定着させ、学ぶ力の基礎の確立につなげ、発達段階に応じた学校、家庭、地域の連携による読書環境づくりを推進するというところでございます。

岬町におきましては、学校図書館の整備、充実に向けまして、今年度は大阪府の補助金も活用いたしまして、小学校と中学校に図書管理システムを導入いたしました。また、来年度予算でございますが、本議会へ町内の図書管理ネットワーク構築事業に係る22年度補正予算を提案させていただいているところでございます。これは、町内の学校図書館や公民館図書室、またアップル館などに図書管理システムを導入いたしまして、そのシステムのネットワーク化を進めて、読書環境の整備を図っていこうという考えでございます。

また、来年度事業としましては、淡輪小学校の学校図書館の整備に着手していく方向で、関連の予算を提案させていただいているところでございます。

議員ご指摘のとおり、子どもたちにとりまして、読んでみたいと思う本があると、また、本を紹介する人がいる、そういう環境は重要であるというふうと考えております。ご指摘の専任の司書の配置を含む学校図書館の整備と充実につきまして、厳しい財政状況下ではございますが、さらに努力を重ねていきたいと考えております。

○竹内邦博議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 耐震化については、着々と進んでいるとはいえ、やはりもしものことを考えたと

きには、いろいろ財政のこともあるやろけども、できるだけ早急に100%に向けて頑張っしてほしいと思います。

それとあと、専任司書、やはり各小学校には司書教諭はきちっと基準上配置できてるとは聞いておりますけども、やはり専任司書でなかったら、それに専任して携われないという面があります。今、努力しますって言ってたけども、一体その努力がはっきりとした形ではあらわれてくるのでしょうか。

○竹内邦博議長 古谷教育次長。

○古谷教育次長 これはもうはっきりした形というのは、予算化するか、しないかということであるというふうに考えております。非常に厳しい財政状況下で、かねてより財政当局に我々、何回も議論をしてるんですけども、専任の司書の配置ということになりますと、継続して雇用もしていかなざるを得ないかなということがございまして、今年度負担も含めて、まだ予算化に踏み切れてないというのが実情でございまして、教育委員会事務局としましては、短期間でも雇用ができるように、また今後、財源の確保に努めてまいりたいというふうに考えてるところでございまして。

○竹内邦博議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 済みません。町長にお尋ねしますけど、今ね、財源の確保で言われてましたけども、現実には今回の当初予算には入ってないということは、補正予算を組んでというのも、このことについては厳しいかと思っておりますけども、具体的に、この23年度が無理であれば、24年度からとか、何かそういったところの、今、答えを得れるのでしょうか。

○竹内邦博議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 今、担当のほうで、今後の予算に向けて検討というお答えをしたと思うんですけども、とりあえず、きょうの町政方針でも申し上げましたとおり、非常に財政が厳しい状況の中で、私はやはり子育てを重点に考えておることは事実でございまして。とりあえず今回はそういった医療の問題に対する助成を主に置きました。その中で、今後、図書に対する司書の方を置くか置かないかという議論はしたんですけども、まず、これについて、絶対置かなきゃならないのかどうかという、そういった規定等も含めた中で協議をやったわけなんですけども、段階的にまず先にどうしてもやっていかなきゃならないのは、やっぱりお子さんをお持ちの家族の方にご負担をかけておる医療費の問題をまず、特に公明党さんが、毎回毎回このことについては3ワクチンの問題とか、子どもの通院医療の問題とか、質問がございました。そういうものを含めて、とりあえず、遅くなっておるんですが、じゃあ来年どやねんということになりますと、財政状況を見ながら、しっかりとその分も検討してまいりたいと、このように思っております。

しかし、確たる来年度に予算づけできるかというのは、非常に難しいかなという感じがしますが、公明党さんの質問として承っておきます。

以上です。

○竹内邦博議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 何とか、やはり子どもさんの将来的にやはり岬町に反映されてくることでもありますので、よろしくをお願いします。

次に、男女共同参画についてですが、男女が社会の対等な構成員としてみずからの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつともに責任を担うべき社会である男女共同参画社会の推進についてですが、私は毎年、この会派代表質問で、岬町も男女共同参画社会を推進するためには、条例、男女共同参画条例を制定することが必要不可欠と提言させていただいております。特に、当町の、岬町の基本計画ウィッシュプランが、平成15年に策定されてより、目標年次が近づいていることも踏まえ、男女共同参画社会の推進については、どのように今後取り組むのか、当町の見解をお尋ねいたします。

○竹内邦博議長 企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 川端議員の男女共同参画社会の円滑な推進ということのご質問にお答えいたしましたと思います。

男女共同参画社会の推進でございますけれども、その取り組んでございますけれども、岬町におきましては、当時国の男女共同参画基本計画に基づきまして、平成15年3月に男女共同参画社会を実現するための施策の方針となる岬町男女共同参画プラン、通称「ウィッシュプラン」というのを策定いたしまして、現在このプランに基づきまして実施計画を遂行してるところでございます。

その後、国は平成17年の12月に第2次、続きまして平成22年12月にも第3次男女共同参画基本計画を策定いたしてるところでございます。国の第3次基本計画の特徴といたしましては、大きく4つの柱がございます。その中の一つに、平成32年度に指導的立場、地位に女性が占める割合を少なくとも30%とする目標に向けた取り組みを推進するというふうにしております。また、計画の役割としまして、男女共同参画社会の形成に当たりましては、労働、教育、福祉、保健、農業などの施策との連携を図りながら進める必要があるとしまして、基本計画に沿って総合的、計画的に実施されていくこととなっております。

一方、岬町は先ほども申しましたとおり、ウィッシュプランに基づき実施計画を遂行している

ところでございますけれども、国の第3次基本計画を見ましても、経済社会情勢の変化に対応いたしまして、重点分野を新設されるなど、その取り組みが見直されている状況でございます。こうした社会の変革に対応した取り組みが求められている中、岬町におきましても新しい第4次岬町総合計画におきまして、これまで以上に男性も女性もすべての個人が喜びも責任も分かち合い、その能力、また個性を十分に発揮することができる社会の実現を進めていくために、男女共同参画のまちづくりの推進という項目を掲げて取り組んでいくことにしております。

また、岬町の現行プランは、平成24年度に目標年次を迎えることから、引き続き新たなプランの策定が必要となっております。来年度以降、男女共同参画推進懇話会などを立ち上げ、準備を進めるとともに、国の第3次基本計画などを勘案いたしまして、新たな取り組みなどにつきまして、より一層施策の充実に向けまして準備・検討してまいりたいと考えております。

制作・方針決定過程の女性の参加の状況でございますが、現在、岬町役場におきまして、全職員数は160人でございます。うち、女性職員は61人というふうになっております。そのうち管理職の総数でございますけれども47人ございまして、女性管理職は7人、比率としましては14.9%というふうになっております。女性管理職の内訳は課長が3人、課長代理が4人となっております。この比率につきましては、大阪府府下の市町村の平均値11.5%を上回っております。

今後、大量に退職が見込まれている現況でございますけれども、適正な定員管理とあわせまして男女共同参画社会づくりの趣旨を踏まえまして女性管理職の登用に努めてまいりたいと考えております。

次に、審議会等の女性委員割合の引き上げでございますけれども、本町におけます法律、もしくはこれに基づく政令、または条例の定めるところによります審議会等への女性登用の比率でございますけれども、平成22年4月1日現在では27.2%でございます。普通公共団体に置かなければならない委員会等への女性登用につきましては、平成22年4月1日現在で8.8%となっております。審議会、委員会等の比率にはカウントはされておられませんけれども、その他の委員等につきましては、人権擁護委員につきましては6名中3名、50%でございます。行政相談委員につきましては、2名すべて100%女性でございます。しかし、残念ながらウィッシュプランが目標とする30%にはまだ至っておらない状況でございます。

今後ともさらに各部と連携しまして、各種審議会、委員会におけます女性委員の登用を念頭に置きまして審議会などの委員改選時期に合わせまして積極的に女性委員の比率を引き上げられるように努力してまいりたいと考えております。

最後に、ご指摘いただいております男女共同参画推進条例の制定でございますが、制定に向けて住民を主体とした懇話会的な組織の設置が、現在おこなわれておりますけれども、この件につきましては、先ほど述べました新しい岬町のプラン策定時に立ち上げします、男女共同参画推進懇話会の中で新しいプランや第4次岬町総合計画などとの整合性を図りながら法の趣旨及び本町におけます状況を踏まえまして、だれもが性別にかかわらず個性と能力を発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現のための取り組みを進める根拠となる条例の制定を審議していただく予定となっておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○竹内邦博議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 はい、ありがとうございます。しっかり頑張ってもらってほしいんですけど、ただこの次の新しいプラン策定に向けて、また来年こう準備を進めていって今も言っていたきましたけれども、それについては、今現在の人員配置でやっていけるのかなって心配するところがあるんです。今、やはりこうしたことをしていこうと思ったら、やっぱりある程度きちっとした人員配置やないとできないと思うんですけど、その点どうでしょうか。

○竹内邦博議長 企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 人員配置、人事の関係でございますけれども、今現在、検討中でございます。今までの部分も試行錯誤がございましたし、いろんな協力体制も引いたりはしてるわけでございますけれども、平成23年度につきましては、協議いたしまして考えていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○竹内邦博議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 はい、よろしくお願いいたします。

質問は以上です。ありがとうございました。

○竹内邦博議長 お諮りいたします。

暫時休憩したいと思います。ご意見、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開は1時ジャストです。よろしくお願いいたします。

(午前11時45分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○竹内邦博議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

○竹内邦博議長 日程5、「一般質問」を行います。

順位に従いまして、質問を許可します。

初めに、和田勝弘君。

○和田勝弘議員 議長の許可を得ましたので、平成23年3月議会の一般質問をさせていただきます。

町長の23年度町政運営方針で説明があったとおり、言われたとおり、現在の町財政は数年先には財政再生団体への転落が危惧される厳しい状況となっております。この厳しい財政状況に的確に対応するため、財政健全化に向けた道筋となる第2次集中改革プランに基づき、本年度から町財政の立て直しが始まります。この改革プランに基づき、町長を先頭に職員が一丸となって町財政の健全化に向けた改革を着実に実施することを改めて要望します。

私はこうした改革の推進とあわせて、積極的な企業誘致を進めることも重要ではないかと考えます。この企業誘致による効果は新たな税収や雇用の確保が図られる、また人口の減少化傾向にも歯どめをかけることができるなど、企業誘致はこれからの町の活性化に必ずつながると考えております。

こうした中、昨年9月の議会において、多奈川地区多目的公園の事業活動ゾーンに進出する事業候補者として3社が決定し、その事業概要などについて報告を受けました。さて、この報告を受けてから約6カ月が経過した今、担当課は大阪府と連携して各事業者と進出に向けた具体的な話し合いを進めているものと推察いたしますが、その交渉の経過や内容などについて説明をいただきたい。

○竹内邦博議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

総括理事、白井保二君。

○白井総括理事 企業誘致の進捗状況等につきましてご説明申し上げます。

多目的公園の事業活動ゾーンに係る企業誘致につきましては、昨年9月に太陽光発電事業を行う株式会社ユーラスエナジージャパン、野菜の水耕栽培を行います株式会社喜六、そして、肥料製造・試験農場運営事業を行う太平産業株式会社の3事業者を進出候補事業者として決定いたしました。現在、この3事業者とは、進出予定場所の調整、進出に向けた調整会議の開催など、具体的な進出に向けた協議を鋭意進めているところでございます。

こうした進出候補事業者としての決定した後の協議内容につきましては、まず、各社への会社訪問を行い進出候補者に決定した旨の通知、及び今後の進出予定時期などを聴取いたしました。また、3事業者については、進出希望場所が重複していることから各事業者から意向を伺い、現地も確認していただきまして太陽光発電事業者には約2.1ヘクタールを、野菜の水耕栽培事業者には約1.1ヘクタールを、肥料製造・試験農場運営事業者には約2ヘクタールの区画をそれぞれ進出予定場所として調整を行っております。

こうした結果、太陽光発電事業者と野菜の水耕栽培事業者については、進出予定場所について同意をいただいております。そして、それぞれ本年9月までの進出に向けて進出準備を進める旨の意向を確認したところでございます。なお、太陽光発電事業者につきましては、今年度中に経済産業省から発表が予定されております電気事業者に対して買い取り義務を課す全量買取制度の条件次第との前提条件が付されております。また、肥料製造・試験農場運営事業者については、進出予定場所が当初の計画場所から変更されることもあり、事業展開とあわせて、現在、検討いただいているところでございます。

以上が各進出事業者に対する協議の概要でございますが、各事業者との協議の詳細につきましては、今後の各社との協議に影響を与えることも懸念されますので、現時点では詳しく説明させていただくことができないことをご理解願いたいと思います。

これからも企業進出計画が着実に進みますよう、大阪府とも連携いたしまして、企業誘致活動に努めてまいりたいと考えております。また、具体的な進出内容が固まりましたら、議会をはじめ地元の皆様方にも事業内容の説明をさせていただく予定といたしております。

○竹内邦博議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 今、進出候補事業者に対する交渉の経過などの説明を受けましたが、昨年の議会における説明では、進出候補事業者としての資格の有効期限は約1年間と聞いております。この資格が喪失ですか、喪失するまであと6カ月間しか残っておりません。この残された期間の中で、各企業が進出するに当たって課題となっている具体的な内容について、特に太陽光発電事業者においては、国が定める全量買取制度の内容次第で進出の有無を決定すると言いましたが、こうした業者が進出するに当たっての課題などについて、その状況や内容をもう一度説明いただきたい。

○竹内邦博議長 総括理事、白井保二君。

○白井総括理事 それでは、再質問に対しましてお答えさせていただきます。

各事業者の進出に伴います課題等でございます。

まず、太陽光発電事業者につきましては、太陽光より発電した電気を電気事業者に買い取り義

務を課す全量買取制度の買い取り価格及び買い取り期間がこの事業の採算性を左右する大きな要素となっておりますので、その内容がどのような制度になるかが企業進出の判断要素になると考えております。なお、買い取り価格とその期間につきましては、現在、先ほども申し上げましたとおり経済産業省の審議会におきまして審議が進められておりまして、また、この買取制度の内容につきましては、今国会に法案として提出される予定と聞き及んでおります。これらの内容が明らかになり、その条件が整いましたら進出の判断がなされるものと考えております。

また、他の事業者についても、事業の採算性など、慎重に検討していただいているものと推測しております。本年9月までに具体的に進出していただけますよう、町としても大阪府と連携しながら協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○竹内邦博議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 企業進出に関する進捗状況の説明を受け、まあ現在の状況は理解できました。

私は、町の活性化には、企業誘致が最も重要な要素になっていると考えております。また、町長も同じ考えであると思います。町長は以前からトップセールスにより企業誘致を推進すると言われておりますが、今回の太陽光発電事業者の誘致などに町長はどのような取り組みを行っているのか伺いたい。

○竹内邦博議長 岬町長、田代 堯君。

○田代町長 答えいたします。

ただいまの企業誘致、太陽光発電については、担当の白井総括の説明のとおりでありまして、まあ1年間の経過の中で、今後、来年の4月1日に向けて、何とか誘致をしたいという思いには変わりありません。そこで、町長としてのトップセールスはどうかということですが、私は就任当初から、今回の土採り跡地、または関電の跡地等々についての企業誘致については、トップみずからがやはり汗をかかないと非常に難しい、そういった中で、特に財政が財政難であるがゆえに、このごろの歳出面も考えて、やはりトップがみずから汗をかくという方針に変わりはございません。

それで、今回のユーラスエナジージャパンにつきましては、直接昨年関係者の方とお会いさせていただいて、過日25日だったと思うんですけども、直接会社のほうへ訪問させていただいて、社長さんほか役員の皆さんとお話をさせていただきました。その中で、我が町としての事情、今までの過去の経過等も十分お互いに和やかに話をする中で、最終的にユーラスさんの考え方を聞かせていただきたいと。本当に進出をする気あるのか、ないのかということについて確認をい

たしました。やはり、総括からお話があったとおり、国が、現在、幾らで電気を買うのか、その買い取り価格は幾らか、つまり、ユーラスさんとしては少なくとも1キロ当たり40円以上で年間15年ないし20年がありがたいという方向ですけれども、特にそこで国会の動きについて、法案なのか、それとも政令なのかということが非常に疑問視されておりまして、そういったことをしっかりと見きわめた上で結論は出したいと。しかし、岬町への進出希望については全く変わっておらないと。進出をするという意向には間違いございませんという回答を得ております。

そういった中で、今後、あとの2社についても、直接行ってないのは農業肥料経営の会社については直接お目にかかっておりませんが、栽培のほうの会社の喜六さんのほうには、直接現場にも行き、社長さんともお会いさせていただいた。そんな中で、若い青年実業家でありまして、発展的考え方を持っておられまして、岬町を何とかそういった水耕栽培の町にしたいという思いが強うございます。そういった意味からは、間違いなく来ていただけるものと私はそう信じておりますので、そういったことも含めて、この3企業については、少し予定よりおくれるかもわかりませんが、特にユーラスさんについては、国の法整備を待つというのが一つの条件になりますので、それを待った中で、早いうちに結論は出るんじゃないかなと、このように思っております。

それ以外にいろいろと町の将来の財源を生む企業誘致については、今後もさらに職員一緒に一丸となって取り組んでまいりますので、議会の皆さん方もお力添えを賜りたいと、このように思っています。

以上です。

○竹内邦博議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 先ほども言いましたとおり、本町の財政状況は非常に厳しく、これから積極的な改革に取り組んでいただきたい。また、この改革とあわせて企業誘致を進めることも本町の活性化にとって重要であると考えております。

こうした認識のもとに進出候補事業3社の早期の進出を、また、残された事業活動ゾーンに、そして関西電力火力発電所跡地への企業誘致についても、町長は先頭になって果敢に取り組んでいただくことを要望して質問を終わります。

次に、2点目の深日港の再開発、淡路島へのフェリー運航再開について質問いたしたいと思っております。

岬町では、今年度、今後10年間を見据えた第4次総合計画が策定されたところですが、この策定論議の中で、岬町の4つの地域別における人口推移が示されましたが、淡輪地域以外は毎年

人口減少が続いております。少子化はもとより企業の撤退による雇用の場の減少、若年層の町外流出などが主な原因であると思いますが、近年の町の活気自体の衰退化も大きな原因であるとは考えております。

特に多奈川地区や深日地区のますますの衰退、過疎化を防ぐためには、本町の海の玄関口である深日港と周辺のにぎわいと街の明かりを取り戻すことが不可欠であるとの思いから昨年の6月、12月議会で一般質問を行い、町の考え方を伺ったところです。

昨年12月議会での答弁では、田代町長、担当部長より岬町が有する施策、課題のトップに挙げ、大阪府に要望を行っているとお聞きし、町の取り組みへの意気込みを強く感じたところです。また、堺市以南9市4町の首長にも協力依頼を行ったとこのことでしたが、12月議会以降さらにどのような取り組みを行っているのか、まずお伺いをいたします。

○竹内邦博議長 ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 和田議員の深日港の再開発、淡路島へのフェリー運航再開のご質問につきまして、回答いたします。

議員ご指摘のとおり、現在岬町では年々人口減少が続いている状態でございます。また、深日港周辺におきましては、商店等が年々撤去、閉鎖というような状態でございます。昔にぎわった状況を目の当たりにしてきた私たち職員としても非常に寂しい思いがしてるところでございます。

深日港の再開発、フェリー運航の再開につきましては、田代町長就任以来、町長から直接強い指示を受けております。今年度は、議会でこれまで答弁いたしましたとおり、まずはフェリー運航の現状把握と淡路島の関係自治体や関係団体への積極的なアプローチ、また訪問という継続した意見・情報交換ができるネットワークづくり、深日港を所管いたします大阪府へ強くメッセージを送ってまいりましたところでございます。

12月以降の取り組みにつきましては、淡路島の関係市に定期的に連絡をとっておりまして、お互いの現状やフェリーに係る情報交換、また1月6日ございましたけれども、町長を先頭にしまして関係職員、大阪府港湾局長を訪問してきたところでございます。

深日港の再開発やフェリー運航の再開にはまだまだ大きなハードルがございますけれども、岬町単独では実現できるというものではないと思っております。しかし、今年度の岬町の動きを通じまして、賛同していただく声や前向きな意見もいただいております。決して成し得ない事業じゃないというふうにも感じております。

来年度も引き続き、関係自治体や団体とのパイプを維持いたしまして、また補強いたしまして、国の運輸行政の動向も注視しながら大阪府へも粘り強く要望し、必要な取り組みをしてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○竹内邦博議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 港の整備やフェリー運航の再開は、多額の資金を要し、今後の利用者予測など、なかなか一足飛びに進まないことも理解をいたしております。

12月議会に田代町長の答弁の中に、一たん廃止をした航路の再開は非常に至難のわざかなと答えられました。確かに私もそのように思います。先日の新聞報道で、東南海・南海地震の発生率は今後30年間の予測で以前に比べて高い確率が示されました。町長は災害時における深日港の活用価値も強く訴えておられます。先ほど担当部長から来年度も頑張っ取り組んでいくとの答弁がありましたが、今後の取り組みに対する田代町長の現時点での考えをお尋ねいたします。

○竹内邦博議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えいたします。

ただいま笠間部長のほうから、今後の活動の内容について説明をしたとおりでございます。

今後の深日港の再整備について、どういう方向で今後やっていくんだというご質問であろうかと思っておりますけれども、深日港の必要性、また、これの整備をなぜやるのかということの考え方については、以前からお話をしているとおりでございます。当時、起きてはならない淡路大震災が起きたときに、深日港がやっぱりすばらしい活躍を果たした。つまり、陸の孤島になった岬町が、そういう海上アクセスを使って近隣の海上輸送の基地となったということは、皆さん方に言うまでもない記憶があるかと思っております。

そんな中で、私は、かつてにぎわいがあった深日港、さらには淡路といった連絡船は、今でも頭の中に残っておりますし、そのときの岬町がどうであったかということもその記憶にまだ新しいものがございます。当時から深日港の明かりを消してはならないという思いは、私は議員当時から、皆さんもそうであったと思っておりますけれども、声を大にして言った記憶もございません。残念ながらそのときの行政には私ども声は届かなかったというつらい思いがございます。そんな思いを受けて、今回どうしても深日港の再開発というのは、ぜひとも実現をしたいという思いは変わりございません。

なぜ深日港の明かりをさらに復活させていくのかというのは、やはり岬町は、先ほど先生のご質問にもありましたように、深日、多奈川、特に少子高齢化が続いておる中で、やはり港の明かりが消えてしまって、企業も撤退し、さらに若い世代の子が外に流出しておるといような状況

を考えると、やはり今後は交流人口をふやすべきだと。つまり、深日港から淡路、淡路から四国、九州へとつなぐ路線を必ずやっていかないと、今のような確かに格安で、まあ言えば高速を使うことによって陸上輸送がなされておりますけども、これからは一番身近な淡路島には、やはり海上輸送が一番、最も岬町にとっては最善の方法かなと思っております。

そんな中で、今後は、まず期間航路、つまり、どうしても有事の際、または交流運航としての位置づけをするには、まず航路をきちっと位置づけしてもらおう。これは大阪府の知事に声を上げていただいて、そして国へ要望していただく。この仕事を今、させていただいております。特に9市4町に声をかけておるのは、このときに同じような考え方で大阪府なり国への要望を出すときに同一歩調をとっていただきたいというのが私の考えであります。

しかし、これが岬町だけではどうしても前に進まないというのがありますので、近隣の、淡路さんにも申し上げたんですが、非常にたこフェリーのいろんな閉鎖という問題があって難しい問題があるということから、洲本港の所長さんと、洲本市の市長さんとお会いさせていただきました。非常に洲本、前日も申し述べたと思いますけども、洲本の市長さんは大いに歓迎をさせていただいて、今後お互いの市町で何とか深日港と洲本市をつないでいこうという、そういった機運が高まったことは間違いございません。ただ、今後は、議会という大きな器がございます。もちろん岬町議会として、また洲本議会として、同じような同一的歩調をとっていただければ、さらに前に進むかなと、このように思っております。

そういう意味では、まず、この年明けから港湾局長なりいろんな大阪府知事、また国の代議士、そういったところには事あるたびごとに声をかけながら、何とか深日港の再開発、フェリーの復活ということを考えて、努力をしておりますので、非常に難しいということも私は申し上げました。しかし、難しいだけにやりがいのある今後の深日港整備にあるかなと、このように思っておりますので、どうか議会の皆さん方も総挙あげて、この深日と淡路、それをつなぐ交流港として、また、将来起き得る東南海・南海地震への有事の際の航路としての活躍ができる、そういった海上交通航路にしたいなと、このように思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○竹内邦博議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 町長の強い決意、考え方がわかりました。

深日港の再開発、フェリー航路の再開に向けて、町長をはじめ担当部局の皆さんがより一層努力をされますことを希望いたしまして、以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○竹内邦博議長 和田勝弘君の質問が終わりました。

次に、中原 晶君。

○中原 晶議員 日本共産党の中原 晶です。

国政上では政権交代を果たした民主党政権が、事実上は古い自民党政権と同じ立場をとり、国民の批判と怒りを買っているにもかかわらず、経済と財政を悪化させ、国民生活を破壊する道を突き進もうとしています。

経済では、大企業の利益が回復する一方で、国民の暮らしは厳しさを増しています。とりわけ問題なのは、賃金の下落傾向に歯どめがかからないことでもあります。国税庁の民間給与実態調査によると、民間企業の給与総額はピーク時の1997年からの12年間で総額30兆円、個人に置きかえると平均61万円も年収が減少していることが明らかになっています。調査に含まれない公務員などを含めると、さらに給与の減少幅が増し、巨大な規模のお金が国民の懐から失われたことから消費が冷え込むのは当然であります。

日本は今、国民の所得が長期にわたって減少するという世界でも異常な賃下げ社会となっているのであります。賃下げ社会の背景にあるのは、大企業を中心とした猛烈なリストラです。総務省の労働力調査によると、リーマンショック前の2008年8月から2010年12月までの間に、全企業の就業者数は6,450万人から6,228万人へと2.8%減少しました。中でも製造業の就業者数は11.1%も減少しています。わずか2年の間に製造業だけで129万人もの人員削減が行われたのであります。

中小企業に対しても、容赦のないハエたたきと下請いじめが行われました。ブイ字回復を果たした大企業のもうけの背景には、過酷な下請への単価たたきがありました。そうして労働者と中小企業をいじめ抜いて巨額の利益を手にした大企業は、そのお金をどこに使っているのかといえ、株主への配当や海外でのエムアンドエー、施設投資などです。調査会社によると、2010年の日本企業の国内の設備投資は7%増にとどまる一方で、海外投資は前年度比35%増と大幅にふえています。

企業のもうけが労働者や中小企業に波及することはなく、内需を温めることにつながっていません。労働者と下請いじめによって業績を回復した大企業は、労働者への1%の配分すら拒否しながら株主への配当は10%増額するといった異常な姿勢を続けています。

結果、大企業の富が内部留保となって企業内部に蓄積され、いまや244兆円という巨大な規模に達しています。過剰なお金が企業内部に眠っているために、経済の正常な循環が阻害され続けています。にもかかわらず、民主党政権は財界の求めるままに法人税の実効税率の5%引き下げを優先し、税収が国税だけで平年ベースで1兆2,000億円を超える大穴をあける道を選択

しました。その大穴を埋めるために青年扶養控除の縮小など、個人増税に踏み切らざるを得なくなり、消費税の増税に向けたレールを敷こうと模索しています。

消費税の導入からの23年間で消費税の累計は、238兆円に達しており、同じ時期に法人3税は223兆円も減っています。法人税の穴埋めに消費税を充て込んできた計算となり、法人税のさらなる減税が決定された今、再び消費税の増税によって穴埋めをするというシナリオを繰り返すことになりかねません。

経済と財政が行き詰まり、マニフェストの目玉政策が次々と破綻する中で、国の来年度予算関連法案の成立が流動的な情勢となっており、地方にもその影響が及ぶことは必至であり、不透明な財政運営を強いられることが今後も予想されます。

国政の根本からの転換を図ることなしに住民の願いを実現することは極めて困難な状況であります。政府は、国民が望む社会保障の改悪による傷跡を手当てすることもなく、さらなる社会保障の切り捨てを計画しています。社会保障の改悪は住民生活に直結するものであり、住民に最も身近な地方自治体が、地方自治体の本旨である住民の福祉の増進という本来の役割をしっかりと果たすように、初めに求めておきたいと思います。

町長の町政運営方針については、幾つも正したい点がありますが、このたびの一般質問では多奈川保育所の再開、国民健康保険、ごみ行政の3点について質問いたします。なお、町政運営方針の詳細が示されたのが昨日でありまして、今後、議会に対して町政運営の全体像をより早くご提示いただきますように改めて求めておきたいと思います。

では初めに、多奈川保育所の再開について、質問いたします。

町長は、町政運営方針で地域に根差した保育を確保するとして、多奈川保育所をこの4月から再開すると述べています。地域に根差した保育という考え方には大いに賛同するものでありますが、再開される中身と手順に問題があるのではないかという不安を感じているところであり、今回質問させていただきます。

約2年前、石田前町長時代に多奈川保育所が休所され、多奈川保育所に通っていた子どもたちは深日保育所に通うことになりました。当時、休所に反対する保護者の皆さんが、一生懸命署名などに取り組みましたが、町は住民の願いに背を向けました。その後、田代町長が誕生し、多奈川保育所を復活するという英断を行い、再開に向けての準備が進められているところであります。

私は、多奈川保育所については、一日も早い再開を求め、同時に保育所の関係者や地域の皆さんの声をよく聞いて進めるように求めてきたものであります。今回、多奈川保育所の再開について質問するに至ったのは、先日行われました深日保育所での保護者説明会に参加させていただい

たことがきっかけであります。

説明会では、4月からの休所中の多奈川保育所での保育再開を見送るよう求める声が多く、説明会直前に保護者会が実施したアンケートでは、4月からの休所中の多奈川保育所での再開に反対する保護者が過半数を占めていました。本来であれば喜ばれるはずの保育所再開が不安と混乱を招いており、保護者や地域住民、関係者等の合意が得られているとは言いがたい状況となっています。

この事態を放置したまま、休所中の保育所での保育の再開を強行するという事になれば、再来年度以降、計画されている多奈川小学校での保育所運営にも支障を来すことにもなりかねません。この問題について、町として合意形成のためにどんな努力を払ってきたのか、まず、その点を確認したいと思います。担当部局からご答弁願います。

○竹内邦博議長 ただいまの質問に対しまして理事者の答弁を求めます。

住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 中原議員のご質問にお答えします。

保護者への対応ですけれども、まず昨年2月に多奈川地域の就学前児童をお持ちの全世帯に対してアンケートを実施してきました。その結果につきましては、昨年の3月議会の厚生委員会でご報告申し上げたところですが、復活を希望するが55%、複式保育でもやむを得ないが70%、早急に復活を希望するが65%という結果でありました。

その後、深日保育所の多奈川地域から来られてる方への行政としてのかかわりですけれども、10月の30日に多奈川保育所について説明会を開催したところであります。その前に、7月に一度、多奈川地域の保護者に対してのアンケートを実施しております。このアンケートは簡単な内容でして、多奈川保育所を来年から復活するけれども、多奈川保育所へ行く意向があるかどうかというアンケートでありました。その時点では12名の方が多奈川保育所へ行く。あとについてはまだ検討中であるというような回答でありました。

10月30日に説明会を開催しました。そこでの保護者からの要請を受けて11月上旬に、もう一度、どの保育所へ行くか希望調査を実施してきました。この11月時点での意向調査では、20名の方が多奈川保育所を希望するという結果でありました。12月の1日からは、来年度の保育所の入所申請の受付を開始してきたところであります。ことしに入りまして、おおむねの申請数が判明しましたので、2月の3日に保護者あてに23年4月からの保育体制を説明するビラを配布してきました。2月の19日には、第2回目の説明会を開催し、そこで町長の考えを直接伺いたいという保護者からの要望があり、翌々日2月21日の夕方に保護者会役員4名の方

が町長と面談をしております。また、保護者全体へも町長の考えを説明してほしいという依頼がありまして、2月26日に町長が出席をした説明会を開催してきたところです。

以上です。

○竹内邦博議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいま部長のほうからご答弁いただきましたけれども、まず、ご答弁いただいた内容について、申し上げておきたいところがあります。アンケートについて言及されました。昨年2月に実施されたアンケートのことについて言及されたところでありますけれども、この2月に行われたアンケートといたしますのは、対象が多奈川地区にお住まいの小学校入学前の子どもがいるすべての世帯ということでありまして、実際に深日保育所に通っている多奈川地域の保育所入所者については、全体の中で占める数が少ない状況となっております。

深日保育所に通っている多奈川地区にお住まいの保育所入所者については、全体で15名の方が回答されているという結果でありました。ですので、多奈川保育所の復活について23人が多奈川保育所を復活してほしいと、55%の方がそのようにお答えになったということでありましたけれども、実際に保育所を利用している当事者の数でいいますと、多奈川保育所を復活したほうがよいとお答えになっている保育所入所者で多奈川地区にお住まいの保育所入所者につきましても7名、現行の深日保育所のままでもやむを得ないというふうにお答えになった方が6名ということで、非常に均衡している回答となっております。

しかしながらもう一方で、復活の時期について申し上げますと、早急に復活してほしいという声が非常に多かったという結果が読み取れるのかと考えております。ですので、私も一日も早い多奈川地区での保育の再開を求めてきたものであります。

それから、その後に町のほうから行われた説明会や、保育所の役員と町長との懇談などについて説明がされたところでもあります。2つ目に示されたアンケートの結果についても一言申し上げておきたいと思いますが、10月30日に保護者会が行われて、それを受けて再度アンケート調査を行ったということが答弁の中で示されまして、実際に再開した場合に多奈川保育所を利用するか深日保育所を利用するかというアンケートをとった内容が示されました。多奈川保育所を希望するという方については、20世帯という回答でありましたけれども、保護者からしますと、多奈川保育所が再開するということがバスがなくなるということが前提でありますので、深日にもしも行きたいとしても行けないといったような思いがありつつ、多奈川保育所を希望するといった家庭もあったように聞き及んでおります。

この説明なんですけれども、実際に運営上の詳しい内容が説明された時期でいいますと、こと

しの2月に入ってからということになるのではないかと思います。2月に入ってから以降、行われた説明会等では、保護者からの希望にこたえて土曜保育の実施を行うことや、クラス編成についても一定の努力が図られ、要望も聞き入れられた面は認められますが、新年度が始まるまでの2カ月しかないという時期になってからの説明では、保護者が当惑しても当然ではないかというふうに考えるものであります。

合意の形成のために真剣な努力をしてきたとは言いがたいと私は考えるものでありますけれども、担当部局としてはそのあたりの努力についてどのようにお考えになっておられるか、お聞かせいただきたいと思います。

○竹内邦博議長 住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 中原議員のご質問にお答えします。

まず、準備について保護者の方に大変ご迷惑をおかけしているということについて、おわびをしたいと思います。ただ1点、中原議員が先ほど言われましたことについて、こちら側の立場として言わせていただければ、第1点目の昨年2月のアンケートについて、その当時、深日保育所へ通っておられる多奈川地域の方、それ以外に私たちは地域全体の就学前の児童をお持ちの世帯にもアンケートを配ったんですけれども、これをどちらをどういうふうに評価するかということとは、一つ問題提起としてあるのではないかと。私たちは、多奈川保育所はただ単に来年度からすぐ変わるからその直接の当事者の意見を聞けばいいのかということで、全世帯の意見を聞こうと、多奈川地域に保育所機能を復活するということについて、まだ多奈川保育所を活用されてない方、これから活用されるかもしれない方についても意見を聞いておこうということで、全世帯に対してアンケートを配って、その全体のアンケートの考え方というものも聞かなければならないのではないかとということで分析をしたわけでありまして。

もちろん、中原議員がご指摘のように、私たちも当然その当時深日保育所に通っておられる方の賛否が何人か、それ以外の方の賛否が何人かということも細かく分析をして、今、中原議員もその資料で説明をされていますけれども、そのような形で私たちも、もちろん分析をして、最終的に総合的に判断をしたということでありまして。

もう1点、2月に入りまして、私たちは多奈川保育所はこういうような体制でやるということをもっと具体的に保護者の方に説明をしました。この説明がもっと早ければいいということですが、ただ、いかんせん、12月の1日に来年度の3保育所の入所申し込みが開始をされます。その申し込み数によってどの程度の各学年の児童数があるのかということによりまして、複式学級が必要かどうか、あるいは必要でないかどうかということをもっと最終的に判断をした上で、保護者

の方にお示しをしないと、複式学級の可能性があるということは10月の説明会で申しましたけれども、具体的に何歳と何歳の児童を複式学級としてやるかということについては、最終的な人数がわからない限り組めないということがあります。それが一定わかった段階が12月から1月の申請を待って、ある程度数字がまとまりましたので、これでクラス編成ができると、保育士の配置の編成ができるということでお示しをしたということでもあります。

以上です。

○竹内邦博議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 先ほどの私が申し上げたことについて、芦田部長のほうから実際にアンケートにお答えになった保育所利用者のみでなく、地域の住民の方、またこれから活用する可能性のある方の意向も聞くという考え方については、決して否定するものではありませんけれども、ただ、今現在、利用しておられる方の声は十分にご検討の中心に置いていただきたいというふうに考えるものであります。また、そう芦田部長がおっしゃることで言いますと、さらに多奈川地域全域に視野を広げ、また全町的に視野を広げて地域の保育環境全体をいかにして豊かにしていくかということについては全住民的にも働きかけて全町的に考えていくべき問題であろうかと思えます。

2月から具体的な説明が行われたということについて、いたし方なかったんだということが示されたところであります。今お聞きした範囲では、確かにそういった面もうかがい知ることができるものだというふうに考えるものであります。しかしながら、保護者の側で再開に当たって喜べない理由が幾つかあるようであります。その一つに、多奈川保育所の再開に伴って深日と淡輪の保育所の保育の質が低下するという事態を招くという問題があります。

多奈川保育所を再開するために、ほかの保育所でのクラス編成に変更を生じると聞き及んでおりますが、それは具体的にどんなことかお示しをいただきたいと思えます。

○竹内邦博議長 住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 保育の質の低下というふうに言われましたけれども、恐らくクラス編成のことでと思いますので、クラス編成と、そこに配置する保育士の数についてご説明を申し上げます。

まず、淡輪保育所につきましては、昨年までは3歳児につきまして2クラスに分けておりました。これを来年度は1つのクラスでやっていきたいというふうに考えております。もともとは淡輪保育所につきましても、5歳、4歳、3歳は1クラスでやっておりました。2歳については部屋が少し小さいものですから2クラスに分けていたということがあります。

淡輪保育所につきましては、定数を超えて希望者がありましたので、2部屋増設をしたことによりまして、今、定数が160人です。そういうこともありまして、その2クラス増設し

た中で160人という定員ですけれども、実際には百二、三十人で毎年推移をしているところがあります。来年度の保育希望についても4月当初は118人でスタートをするという予定であります。このため、3歳児については保育士の数ということも考えまして、従来の1クラスに戻したということでもあります。

次に、深日保育所ですけれども、深日保育所は、ことしの4月からの入所見込みが現在41人ということになっております。特に3歳児と2歳児が5名ずつという人数になっておりまして、ここにつきましては、2つのクラスを複式に1つの部屋でやりたいということでもあります。

多奈川保育所につきましては、5歳児が6人、4歳児7人、3歳児が5人、2歳児が4人、1歳児が3人という現在25人の希望になっています。これは2月の25日現在の数字でありますけれども。当初、私たちは5歳児、4歳児、3歳児、この3つの学年を1つの教室で見よう。合わせて18人体制に、18人ですけれども、それと2歳児と1歳児については7人ということでこれを1つのクラスで見ようというふうを考えておりましたが、保護者会からも5歳児については就学前もう1年前ということで、独立したクラスで運営してほしいという要望がありましたので、5歳児については単独のクラス、それで、4歳児・3歳児については1つのクラス、2歳児・1歳児については1つのクラスという形でクラス編成をし、この担任については、正職の保育士をつけ、あわせて臨時保育士もそのクラスにつけるという形で保育体制を考えているところでもあります。

以上です。

○竹内邦博議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今、来年度からのクラス編成についての詳しい内容が示されたところであります。淡輪では、現在2クラスで構成をしている2歳児が、3歳児に上がったら1クラスにされるということで、せっかく少人数で目が行き届いていたものが、1クラスに詰め込まれるという状況になってしまうということが示されました。

深日保育所につきましては、2歳児と3歳児が合同保育になるということが示されたところであります。合同保育については、深日、多奈川ともに異年齢の子どもたちを1クラスで保育するという計画が見られますけれども、本来であれば年齢ごとのクラス編成が望ましいということは言うまでもありません。なぜこのような事態が生じるのか確認したいと思います。

○竹内邦博議長 住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 お答えします。

まず、少ない人数を保育するについて、例えば5人の児童を1人の保育士が見る。ところが淡

輪保育所では十数人の児童を同じ学年で1人の保育士が見る。こういうような大きな差になってまいります。もちろん少人数で保育をしたほうが目は行き届くでしょう。そのかわり、大人数の中で子どもたちが育つ環境と、少ない人数で育つ環境では、当然その影響は異なってくると思います。

その保育士の体制につきましては、まず現行の保育士、正職の保育士の人数があります。これは現在の町を取り巻く状況から行くと、非常にこの保育士の人員増というのは困難な状況の中で、この保育士の人数をどのように配置をしていくのか、適正に配置をしていくのかということも当然その中で考慮されております。

統合保育、つまり混合保育、学年の混合する教室については、その主担、責任者については正職の保育士を配置し、あわせてサポートとして臨時保育士を配置するということで、少ない人数のクラスを合体することで保育士の役割を軽減するとともに、あわせて現行の保育士体制、正職の保育士体制のカバーできる範囲ということも全とうできるといいますか、その中で、保育の質を低下させないような体制を組むということで考えられたものであります。

以上です。

○竹内邦博議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 苦肉の策といったような印象を受けるものでありますけれども、つまるところ、正規の保育士が足りないという実態を露呈したところかというふうに考えるものであります。本来であれば正規の保育士を採用して、クラス編成を1歳児ごとに編成できるような体制をつくるように努力するべきところが、今の状況であれば地域間の対立を招きかねない状況となっております。

多奈川保育所の再開に当たって、多奈川や深日の保育所にしわ寄せが行くというようなことがないように、町としても努力をするべきではないかということをお求めおきたいと思っております。

それから、もう1点ですけれども、4月からの休所中の保育所での再開に当たって、清掃や電気工事などの整備が行われたということでもあります。閉所していた期間は2年弱ということになりますけれども、清掃や整備にかかったお金は50万円程度というふうに聞き及んでおります。今後、この4月から1年間使った保育所は、計画によりますと1年後には再度閉所となり、それでも再開に当たってかけた整備費は無駄にならないと私どもは説明を受けてきたところであります。それは、淡輪や深日保育所の耐震化工事を行う際に、多奈川保育所を有効に活用するからという説明でありました。では、実際には淡輪と深日保育所の耐震工事の計画はいつごろのことを考えておられるのか確認しておきたいと思っております。

○竹内邦博議長 住民福祉部理事、南 康明君。

○南住民福祉部理事 耐震の関係のお答えをいたします。

淡輪保育所、深日保育所、それから多奈川保育所、まず淡輪と深日の保育所ですけども、平成24年に耐震の二次診断を行うという形、それから、平成25年度には、子育て支援センター、旧の緑保育所ですけども、そちらのほうの二次診断を行うという状況になっております。

以上です。

○竹内邦博議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいま淡輪と深日の保育所は来年度、耐震の二次診断が行われると、それから、その翌年度にさらに子育て支援センターの二次診断を行うということでありました。二次診断を行った後、実施設計を行い、さらに工事ということになろうかと思えますけれども、実際のその年度ごとの計画は、今、示されていないということは、今、決定されているのは、先ほどお聞きした来年度とその翌年度の二次診断までと、計画はそこまでしか確認できていないということでしょうか。

○竹内邦博議長 住民福祉部理事、南 康明君。

○南住民福祉部理事 お答えいたします。

現在の計画の中では、平成24年度、25年度までの支援センターまでの部分の予定ということになっております。

○竹内邦博議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 耐震につきましては、二次診断そのものも非常に費用がかかるものでありますし、実施設計、また工事については、財源の見通しが立たない限り計画を立てにくいという実態もあるかと思えますけれども、淡輪と深日保育所の耐震の工事をしている期間に、多奈川の保育所を活用すると。そのためにも役に立つのだというような説明を受けてきたかと思うんですけども、2年間閉所していただけて約50万円のお金がかかっているということになりますと、今後実際にまた淡輪や深日保育所の工事の期間に使うのが、いつのことになるのかという予定が立っていない中で、また必要になった時に多奈川保育所の整備にさらにお金が必要になるのではないかという疑問が生じるものでありますけれども、そのことについては、担当部としてはどのようにお考えになっているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○竹内邦博議長 住民福祉部理事、南 康明君。

○南住民福祉部理事 お答えいたします。

平成23年度に多奈川保育所を再開するというところで、再開した後、その施設につきまして、

その後、淡輪、深日、その耐震工事を行うときに、その施設を利用するという形になりますが、その期間が、その耐震工事が二次診断をした結果によって、いつになるかという点で、今、指摘されました、その建物の中の汚れとか、その辺がまたなるのではないかというような懸念もあるんですが、今現在、館内かなりきれいになっておりまして、ここ数年のうちであれば、大した金額のお金もかからなくて再開というか、耐震工事の期間のみの使用というのは可能ではないかと思っております。

以上です。

○竹内邦博議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ちょっと先行きが不透明な問題についてお聞きしておりますので、担当部局としても苦しいところがあるかと思えますけれども、私としまして今申し上げたような素朴な疑問が生じてくるわけなんです。

そもそも今回の問題については、前町長が多奈川保育所を休所してしまったということに端を発しておりますので、今の田代町長にはお気の毒というような心情も持たないでもないですが、現在起こっているような状況では、せつかくの田代町長の英断が、保護者や住民からの反発に転じかねないのではないかというふうに感じているものであります。

安心して子どもを預けられる保育行政の実現のために、今後も引き続き保護者や住民との懇談を行うと同時に、柔軟な対応に心がけ、全町的な合意形成を講じる必要があるというふうに考えますけれども、そういった手だてについて、町の考えをお示しいただきたいと思えます。

○竹内邦博議長 岬町長、田代 堯君。

○田代町長 いろいろと多奈川保育所の復活についてご質問いただきました。

過去の経過について、住民との話し合いですとかアンケートのそのものについては、担当の芦田部長のほうから説明のあったとおりでありまして、決して保護者の意見を無視したり、アンケートをとらないで勝手に先走ったりするようなことはなかったということだけは理解していただきたい。ただ、過日せんだって中原議員の関係で、一度保護者の代表の方がお話をしたいということが2月の末ぐらいだったかな、22日か21日やったか、日にちはちょっと大変申しわけありません。ちょっとばたばたしておりまして忘れてましたんですが、そのときに、いろいろご説明をさせてもらい、かつ会長さんのほうから深日の保育所で一度保護者と懇談会を持っていただきたいと、町長の生の声を聞きたいということであったもので、担当部長、理事を入れて話し合いをさせていただきました。

その中で、確かにいろいろと保育所の復活についての議論があったことは間違いありません。

ただ、行政としては、もう平成21年に私、就任して以来、このことについては終始、考え方については皆さん方にも申し述べたとおりでございまして、統合した保育所をやっぱり復活して、学校区ごとに地域の活性化、さらには地域の子どもさんたちを、若い世代の方に住んでいただくと、そういうことによって町の、地域の活性化を取り戻したいという思いから、今回、復活をさせていただきました。

前回の町長が、統合したから、それはだめだという考え方は決して私は持っておりません。当時は今のように財政状況が厳しい中で、どうしても職員の退職等もあって、いろいろ統合せざるを得なかったといういきさつは十分理解をしております。そんな中で、やはり保護者の意見というのは、あのとき大事だなというふうに私も感じておりましたから、特に保護者の意見についてアンケート等を通じて、そういったものを踏まえて結論を出したということでございます。

それで、特に中原議員さんのほうから、当時平成21年の12月だったと思うんですけども、定例会のほうでこのことについてご質問をいただきました。そのときは、行政の責任で保育を実施する責任を果たそうとすることは、積極的に評価するという温かいお言葉をいただきました。さらには、以前から多奈川保育所なら、なれ親しんだ場所であり、一定の保育環境が既にもう整っておると、そういうことから早く再開させることを主眼に置くなら、以前の多奈川保育所に再開できないのかというご答弁だったかのように思います。

私は当時、特に脳裏に残っておりますのは、小川先生のほうから、ああいう公約を住民としたんだから、それだったら一日も早いこと復活したらどうよと、住民の方はそういった方がやっぱり残念がってるんちゃうかというご質問をいただきました。あのとき、一たんはどうかなど感じたんですけど、じっくり考えてみると、やはり2年延ばすよりも1年早くやってあげるほうが保護者のためになり、また子どもの環境が一日も早く取り戻せるんじゃないかという思いでスタートいたしましたので、決してやみくもにやったわけではございません。

そのときの答弁で、耐震化の問題ですけれども、中原議員のほうから質問ありました、じゃあ耐震化はどうするんだというような話もございましたし、他の議員さんからもありました。私はそのときに、多奈川保育所があいた場合、順次計画を立てて深日、淡輪の保育所の耐震化の計画を立てていきたいと、このように申し上げたつもりですので、とりあえず現在は、多奈川小学校、深日小学校の普通教室をまず耐震化を図っていくべく、まず計画を立てて、そのうちに5年間の財政の立て直しのプランを立てておりますけれども、その間でいろいろと耐震に対する財源が伴ってくれば、またその時点で保育所等の問題も考えていかなければならないと。

なぜほんなら保育所を後にするのかというご質問、あろうかと思っておりますけれども、そのことにつ

いては、やはり大きな建物、多奈川小学校についても淡輪小学校についても、階数が高いためにやはりそういう地震の場合については、かなりの被害が出るんじゃないかという心配も懸念されますし、さらに避難場所になっているところについても、住民の安全・安心を考えますとやらなきやいけない。もちろん子どもさんはどうでもええのかということではなくて、それもあわせて、今後も長い目で検討していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○竹内邦博議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 私の基本的な立場については、今、田代町長から述べていただいたとおり、原則的な立場については現在も変わってはおられません。地域に1つの保育所、身近なところに保育所があつて、保育環境が整っているということを求めると。それが一刻も早い時期に再開されるということが望ましいという立場は現在も変わってありません。ですので、そのためにも今後も意見の交換や調整が必要ではないかというふうに考えているものであります。

保護者の中には、今、休所中の多奈川保育所1年復活ということは見送って、多奈川保育所にかかるお金を耐震化に充ててほしいといったような声も出るほどでありました。こういった声にも町の考えを丁寧に伝え、合意を図っていく努力を引き続いて行っていただきたいと思います。

今、町長のご答弁の中で、前町長が行ったこの保育所の統合についてですけれども、財政の状況を勘案した結果、否定するものではないといったような、批判するものではないという立場でありますね。当時の議員時代であった町長の態度とは、やや整合性を欠くのかと思いましたが、確認しようと思いましたが、あえて批判するものではないということでありました。

私は、そもそもこの多奈川保育所を休所してしまったということで、非常に多くの子どもたちや保護者が振り回されて、疲労したというふうに感じているものでありますので、ぜひ、残り期間短くなっておりますけれども、保護者や地域の皆さんとよく意見の調整をしまして、合意を得られるようにということを重ねて求めておきたいと思います。

あと2つあるんですけれども、急ぎましょう。

次に、国民健康保険について質問をいたします。

町長の町政運営方針の中では、だれもが元気で生き生きと暮らせるまちづくりということで、町として努力をしてきた。人間ドックや若年者の健診事業などにも言及され、特に独自で取り組んでいる事業については、私も評価しているところであります。だれもが健康で生き生きと暮らすことは、万人の願いであります。

しかしながら、それを阻んでいる一つの大きな問題として、国民健康保険料が高過ぎるという

問題があります。保険料そのものが高いために、払いたくても払えないという実態があり、分納誓約を結んで毎月必死に支払っている世帯や、病院に行くにも支払うお金がなく病院に行くのをためらうといった世帯があるほどであります。

これでは、健康を維持、向上することはおろか、命さえ危険にさらすことになってしまいます。国民健康保険料の引き下げを求めるものでありますが、まずは実態を把握したいと思います。国民健康保険の加入世帯の総数と、年間所得100万円未満の世帯の数、200万円未満の世帯の数、それから、モデルケースごとの年間の保険料をお示しいただきたいと考えるものであります。

議長にここでお願いですけれども、口頭では把握しづらいので、資料でもって担当部のほうから説明を求めたいと思います。資料をお配りしてよろしいでしょうか。

○竹内邦博議長 はい、許可します。

○中原 晶議員 はい、ありがとうございます。

(資料配付)

○竹内邦博議長 よろしいでしょうか。

それでは、答弁。住民福祉部理事、岡本 茂君。

○岡本住民福祉部理事 中原議員の国保に関する質問について、お答えします。

手元に今、資料をお渡ししておりますが、1点目の国保の加入者世帯数、年間100万円未満の世帯数、200万円未満の世帯数につきましては、平成22年3月31日で、全世帯数が3,346世帯、そのうち100万円未満が2,346、200万円未満が2,696としまして、全体の割合で行きまして、パーセントで行きましたら、100万未満につきましては、70.11%、200万未満につきましては80.57%であります。

それで、2点目につきましては、2としてモデルケースということで書かさせていただいております。パターンとしまして、Aパターン、現役40歳代の夫婦と未成年の子ども2人計4人家族ということのAパターン、続きまして、Bパターンとしましては65歳以上の高齢者夫婦ということで、これは2名ということです。Cパターンとしましては65歳以上の高齢者の单身ということで、上にあります100万、200万で計算を入れまして、まず100万につきましては、Aパターンの方につきましては、これは5割軽減ということに対象になりますので、金額としましては16万7,775円、続きましてBパターンの方につきましては、2割軽減ということが適用になりますので、金額としましては13万7,821円と、それでCパターンで行きましたら单身の方につきましては、12万2,481円と。

これが200万になりましたら、Aパターンの方は37万2,180円、Bパターンにつきま

しては24万7,451円、Cパターンにつきましては21万2,781円ということになっております。

それで、下にも書いてますように、Aパターンの方に、夫婦の方につきましては、介護保険料が含まれるということで、あくまでもこれは所得で計算しておりますので、年間所得100万の場合でしたら、下に書いてますように、参考で給与所得でしたら166万8,000円程度。これ世帯でやってます。年金の支払い額としては、世帯では220万、それから年金控除がありますので100万になるということで、同じく200万の場合も書かさせていただいているように、給与所得の場合でしたら、311万6,000円程度、それから、年金支払い額でしたらこれから120万引きますので320万円ということで、そのように60歳以上の場合加入しております。

先ほど言いましたように、1番で答えておりますように、岬町、実は高齢者が多く、岬町としては、年間の所得の少ない方については、条例等で議員もご存じのとおり減額付加を行って、今、ここに出てますように2割軽減、5割、7割軽減と落ちております。この財源としては、基盤安定繰入金金の保険軽減分として大阪府が4分の3、岬町は4分の1、また、基盤安定の繰入金金の中で、支払い金としては国が2分の1、府が4分の1、町が4分の1ということで、三者からの補助金をもって、この軽減の分に関しましては、実施しているものでございます。

○竹内邦博議長 中原 晶君。残り2分です。

○中原 晶議員 え、2分。そうですか。頑張ります。

○竹内邦博議長 最後の質問です。

○中原 晶議員 今、資料をもってお示しいただいたところでありまして、低所得者の割合、200万円未満が8割を超えるという実態があるというのに、今、お示しいただいたモデルケースごとの年間の保険料はどの世帯でも1割を超える保険料が課されているという実態が示されたところであります。所得200万円の4人家族では、2割に迫る勢いでありまして、これでは払いたくても払えないという実態が広がっているのも無理はないところではないでしょうか。

時間がありませんので、いろいろご答弁いただきたかったですけれども、この場では求めるにとどめておきたいと思っております。

この高過ぎる保険料を引き下げるために、大阪府下でもほかの市町村では法定外の繰り入れを行って保険料を引き下げるという努力が行われているところでありまして、そもそも保険料が高過ぎる原因につきましては、これまでの質問でも行ってきたとおり、国保財政、国庫負担の削減に大きな問題があることは改めて言うまでもありません。国に対して国庫負担の増額を改めて求め

るように要望しておきたいと思います。

それから、国民健康保険につきまして、もう1点、この場で問題提起のみにとどめたいと思いますけれども、一部負担金の減免制度について質問をしようと考えていたものでありましたが、時間がなくなってしまいました。

この一部負担金の減免制度については、国のほうでも改正を行ったところでありまして、実施する市町村に対しては国から2分の1の財源措置が示されたということでもありますので、積極的に制度の活用が行えるように、また周知徹底を図り、必要でありましようから、さまざまな規則の改定等も行うように求めておきたいと思います。

最後に、ごみ行政について、町長に一言、お答えいただきたいと思います。

住民の皆さんの中では、家庭ごみの無料化について非常に歓迎する声を聞き続けておりますけれども、町長は町政運営方針の中では、引き続いての無料化についての姿勢は示されなかったところであります。この問題について、引き続いて無料化を求める立場でありますけれども、町長のお考えに変わりはないか、その点について最後に確認して、私の質問は終わりということになります。

議長、ありがとうございます。

○田代町長 議長の計らいに感謝いたします。

今のごみの無料化については、昨年議会の皆さん方で、原則としては有料化を現状のままという形でご理解をしていただきました。条例等については、1年間の経過、いろんな状況、そういったものを精査した上で、そして議員の皆さん方にお示しできる状況が来た場合に、改めてご相談をさせていただきたい、このように思っております。

以上です。

○竹内邦博議長 ありがとうございます。

これをもって一般質問を終わります。

---

以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会いたします。

なお、次の会議は、あす3月2日午前10時から会議を開きますので、ご参集ください。

どうもお疲れでございました。

(午後2時31分 散会)

以上の記録が本町議会第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成23年3月1日

岬町議会

議 長 竹 内 邦 博

議 員 鍛 治 末 雄

議 員 中 原 晶